

中井町国民保護計画

令和7年〇月

中 井 町

目 次

第1編	総 論	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1章	中井町の責務、計画の構成等	・・・・・・・・・・・・・・・・
1	中井町の責務	・・・・・・・・・・・・・・・・
2	中井町国民保護計画の作成	・・・・・・・・・・・・・・・・
3	中井町国民保護計画の目的等	・・・・・・・・・・・・・・・・
4	中井町国民保護計画の構成	・・・・・・・・・・・・・・・・
5	中井町国民保護計画の見直し、変更手続	・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章	国民保護措置に関する基本方針	・・・・・・・・・・・・・・・・
1	基本的人権の尊重	・・・・・・・・・・・・・・・・
2	国民の権利利益の迅速な救済	・・・・・・・・・・・・・・・・
3	国民に対する情報提供	・・・・・・・・・・・・・・・・
4	関係機関相互の連携協力の確保	・・・・・・・・・・・・・・・・
5	国民の協力	・・・・・・・・・・・・・・・・
6	指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	・・・・・・・・
7	高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	・・・・・・・・
8	国民保護措置に従事する者等の安全の確保	・・・・・・・・
第3章	中井町及び関係機関の事務又は業務の大綱	・・・・・・・・
1	中井町	・・・・・・・・
2	県	・・・・・・・・
3	指定地方行政機関	・・・・・・・・
4	自衛隊	・・・・・・・・
5	指定公共機関	・・・・・・・・
6	指定地方公共機関	・・・・・・・・
第4章	中井町の地理的、社会的特徴	・・・・・・・・
1	地理的特徴	・・・・・・・・
2	社会的特徴	・・・・・・・・
第5章	中井町国民保護計画が対象とする事態	・・・・・・・・
1	武力攻撃事態	・・・・・・・・
2	緊急対処事態	・・・・・・・・
第2編	平素からの備えや予防	・・・・・・・・
第1章	組織・体制の整備等	・・・・・・・・
第1	中井町等における組織・体制の整備	・・・・・・・・
1	中井町の各課（局）における業務	・・・・・・・・
2	県の各局における業務	・・・・・・・・
3	中井町における体制の整備	・・・・・・・・
4	消防機関の体制	・・・・・・・・
5	国民の権利利益の救済に係る手続等	・・・・・・・・

第2章	関係機関との連携体制の整備	
1	基本的考え方	
2	国、県の機関との連携	
3	近隣市町等との連携	
4	指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携	
5	自主防災組織等に対する支援	
第3章	通信の確保	
1	中井町における通信体制の整備等	
2	実践的な通信訓練の実施	
3	非常時の通信体制の確保	
第4章	情報収集・提供等の体制整備	
1	基本的考え方	
2	警報の通知に必要な準備	
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	
4	被災情報の収集、整理及び提供に必要な準備	
第5章	国民の権利利益の救済に係る体制整備	
1	国民の権利利益の救済に係る体制整備	
2	国民の権利利益の救済に関する文書の保存	
第6章	研修及び訓練	
1	研修	
2	訓練	
第2章	避難及び救援に関する平素からの備え	
1	避難に関する基本的事項	
2	避難実施要領のパターンの作成	
3	避難及び救援に関する資料の準備	
4	避難及び救援に関する調整	
5	運送の確保に関する体制の整備	
6	避難施設の指定への協力	
第3章	生活関連等施設の把握等	
1	生活関連等施設の把握	
2	中井町が管理する公共施設における警戒	
3	生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等	
第4章	生活基盤の確保に関する平素からの備え	
第5章	物資及び資機材の備蓄	
1	基本的考え方	
2	国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材の備蓄	
第6章	国民保護に関する啓発等	
1	国民保護に関する啓発	
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発	

第3編 武力攻撃事態等への対処	・ ・ ・ ・ ・
第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置	・ ・ ・ ・ ・
1 初動体制の整備及び初動措置	・ ・ ・ ・ ・
2 中井町国民保護対策本部に移行する場合の手続	・ ・ ・ ・ ・
3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	・ ・ ・ ・ ・
第2章 中井町国民保護対策本部の設置等	・ ・ ・ ・ ・
1 中井町国民保護対策本部の設置	・ ・ ・ ・ ・
2 通信の確保	・ ・ ・ ・ ・
3 広報の実施	・ ・ ・ ・ ・
第3章 関係機関との連携・協力	・ ・ ・ ・ ・
1 国、県の対策本部との連携	・ ・ ・ ・ ・
2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請	・ ・ ・ ・ ・
3 自衛隊の部隊等の派遣要請	・ ・ ・ ・ ・
4 他地方自治体との連携	・ ・ ・ ・ ・
5 県による指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請事項の把握	・ ・ ・ ・ ・
6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	・ ・ ・ ・ ・
7 中井町の行う応援等	・ ・ ・ ・ ・
8 自主防災組織に対する支援等	・ ・ ・ ・ ・
9 中井町における国民への協力要請	・ ・ ・ ・ ・
第4章 警報及び避難の指示等	・ ・ ・ ・ ・
第1 警報の通知及び伝達	・ ・ ・ ・ ・
1 警報の内容の伝達等	・ ・ ・ ・ ・
2 警報の内容の伝達方法	・ ・ ・ ・ ・
3 緊急通報の発令	・ ・ ・ ・ ・
第2 避難住民の誘導等	・ ・ ・ ・ ・
1 避難実施要領の策定等	・ ・ ・ ・ ・
2 避難実施要領（基準）に定める事項	・ ・ ・ ・ ・
3 避難実施要領の策定・修正の留意点	・ ・ ・ ・ ・
4 中井町避難実施要領の伝達等	・ ・ ・ ・ ・
5 避難の指示等	・ ・ ・ ・ ・
6 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項	・ ・ ・ ・ ・
第5章 救 援	・ ・ ・ ・ ・
1 救援の実施	・ ・ ・ ・ ・
2 関係機関との連携	・ ・ ・ ・ ・
3 救援の内容	・ ・ ・ ・ ・
第6章 安否情報の収集及び提供の実施	・ ・ ・ ・ ・
1 安否情報の収集	・ ・ ・ ・ ・
2 県に対する報告	・ ・ ・ ・ ・
3 日本赤十字社に対する協力	・ ・ ・ ・ ・
第7章 武力攻撃災害への対処	・ ・ ・ ・ ・
第1 武力攻撃災害への対処	・ ・ ・ ・ ・

1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	1
2	武力攻撃災害の兆候の通報	2
第2	各種施設への武力攻撃への対処	3
1	武力攻撃原子力災害への対処	3
2	NBC攻撃による災害への対処	4
3	町長の権限	4
第3	応急措置等	5
1	退避の指示	5
2	警戒区域の設定	6
3	応急公用負担等	6
4	消防に関する措置等	7
第8章	被災情報の収集及び報告	8
第9章	保健衛生の確保その他の措置	9
1	保健衛生の確保	9
2	廃棄物の処理	10
第10章	国民生活の安定に関する措置	11
1	生活関連物資等の価格安定	11
2	避難住民等の生活安定等	12
3	生活基盤等の確保	13
第11章	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	14
1	赤十字標章等及び特殊標章等の意義	14
2	国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	15
3	知事による赤十字標章等の交付及び管理	16
4	特殊標章等の交付及び管理	17
5	赤十字標章等及び特殊標章等についての啓発	18
第4編	復旧等	19
第1章	応急の復旧	20
1	基本的考え方	20
2	公共的施設の応急の復旧	21
第2章	武力攻撃災害の復旧	22
1	国の法制整備を踏まえた復旧の実施	22
2	中井町が管理する施設及び設備の復旧	23
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	24
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	24
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	25
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	26
第5編	緊急対処事態への対処	27
1	緊急対処事態	27
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	28

用語集

この計画で使用する用語の意味は、次のとおり。

1 法令名等

用語	定義等
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）
国民保護法施行令	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）
安否情報省令	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号）
第一追加議定書	1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書Ⅰ）（平成16年条約第12号）
救援の程度及び基準	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）
火災・災害等即報要領	昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知

2 機関名

用 語	定義等
中井町	中井町長及びその他の執行機関
中井町緊急処理事態対策本部	中井町における緊急処理事態対策本部 内閣総理大臣または県知事から緊急処理事態対策本部の設置について指定を受けたときに、町長が設置するもの
中井町対策本部	中井町における国民保護対策本部 内閣総理大臣または県知事から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、町長が設置するもの
中井町対策本部長	中井町国民保護対策本部長（中井町長）
県	神奈川県知事及びその他の執行機関
県緊急処理事態対策本部	神奈川県緊急処理事態対策本部 内閣総理大臣から緊急処理事態対策本部の設置について指定を受けたときに、知事が設置するもの
県対策本部	神奈川県国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、知事が設置するもの
県対策本部長	神奈川県国民保護対策本部長（神奈川県知事）
国の対策本部	武力攻撃事態等対策本部 対処基本方針が定められたときに、当該対処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣総理大臣が、閣議にかけて、臨時に内閣に設置するもの
国の対策本部長	武力攻撃事態等対策本部長（内閣総理大臣）

用 語	定義等
指定行政機関	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定められた次の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力規制委員会、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省・自衛隊及び防衛装備庁
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの
市町村対策本部	市町村国民保護対策本部 内閣総理大臣から国民保護対策本部の設置について指定を受けたときに、市町村長が設置するもの
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令で定めるもの
指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの

3 その他

用 語	定義等
海上保安部長等	政令で定める管区海上保安本部の事務所の長
警察官等	警察官、海上保安官又は自衛官
消防吏員等	消防吏員、警察官又は海上保安官
安否情報	避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否に関する情報
N B C	Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称 （参考）C B R N E Chemical（化学）、Biological（生物）、Radiological（放射性物質）、Nuclear（核）、Explosive（爆発性）の総称
危険物質等	引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で政令により定めるもの
基本指針	国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日、閣議決定） （平成29年12月19日、一部変更） 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な指針、国民保護計画等の作成の基準となる事項に加え、想定される武力攻撃事態の類型を「着上陸侵攻」「ゲリラや特殊部隊による攻撃」「弾道ミサイル攻撃」「航空攻撃」の4つに分類するとともに、これらの類型に応じた避難、救援、武力攻撃災害への対処などの措置について定めたもの
緊急通行車両	① 道路交通法第39条第1項の緊急自動車 ② 住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置を実施するため運転中の車両

用 語	定義等
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの
緊急対処保護措置	緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第25条第3項第2号に掲げる措置（緊急対処事態対処方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する被害の復旧に関する措置を含む。） 【緊急対処事態対処方針】 緊急対処事態に至ったときに、政府が定める緊急対処事態に関する対処方針
緊急通報	武力攻撃災害緊急通報 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため知事が発令するもの
緊急物資	避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材

用 語	定義等
県国民保護計画	国民保護法第34条に基づき県が作成する県の国民の保護に関する計画
国民保護措置	国民の保護のための措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第22条第1号に掲げる措置（同号へに掲げる措置にあつては、対処基本方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施するものを含む。） 【対処基本方針】 武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める武力攻撃事態等への対処に関する基本的な方針
市町村国民保護計画	国民保護法第35条に基づき市町村が作成する国民の保護に関する計画
指定地方公共機関国民保護業務計画	国民保護法第36条に基づき指定地方公共機関が作成する国民の保護に関する業務計画
指定都市	地方自治法第252条の19第1項の指定都市 神奈川県においては、横浜市、川崎市及び相模原市
生活関連等施設	① 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、駅、空港等） ② その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）として、国民保護法施行令第27条に規定する施設
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾
地域防災計画	災害対策基本法第40条の規定に基づき、地震災害対策、風水害等災害対策、原子力災害対策等について定めた計画
特定事業所	石油コンビナート等災害防止法第2条第4号及び第5号に定める第一種事業所及び第二種事業所
特定事業所等	特定事業所及び特別防災区域内に所在する特定事業所以外の事業所

用 語	定義等
特定物資	救援の実施に必要な物資であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
特別防災区域	石油コンビナート等災害防止法第2条第2号の石油コンビナート等特別防災区域
避難住民等	避難住民及び武力攻撃災害による被災者
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態 【政府見解】 「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とは、その時点における国際情勢や相手国の軍事的行動、我が国への武力攻撃の意図が明示されていることなどからみて、我が国への武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していることが客観的に認められる場合をいうもの
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態 【武力攻撃予測事態】（政府見解） 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態 その時点における国際情勢や相手国の動向、我が国への武力攻撃の意図が推測されることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する可能性が高いと客観的に判断される場合をいうもの
防災	国民保護法で対象とする武力攻撃災害及び緊急対処事態以外の災害の未然防止及び被害拡大を防ぐ行為 災害対策基本法等に基づく対策等

第1編

第1編 総論

第1章 中井町の責務、計画の構成等

我が国の平和を維持し、武力攻撃の発生を未然に防ぎ、国民の安全を確保するためには、平素の外交努力が重要である。しかし、それにもかかわらず、国民の安全を脅かす事態が発生、又はそのおそれのある場合において、国民の生命、身体及び財産を保護することは、国や地方公共団体の使命である。

そのため、町は次のとおり、その責務を明らかにし、町における国民の保護に関する計画を作成する。

1 中井町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、国及び県があらかじめ定める国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に基づき、武力攻撃事態等において、国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施するとともに、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

2 中井町国民保護計画の作成

町長は、その責務にかんがみ、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第35条の規定及び県国民保護計画に基づき、町の国民の保護に関する計画（以下「中井町国民保護計画」という。）を作成する。

3 中井町国民保護計画の目的等

(1) 中井町国民保護計画の目的

中井町国民保護計画は、町における国民保護措置の実施体制、町が実施する避難や救援などの措置に関する事項、平素からの訓練、備蓄及び啓発に関する事項などを定めることにより、武力攻撃事態等において町の国民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進を図り、もって武力攻撃事態等において、町の国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とする。

(2) 中井町国民保護計画に定める事項

中井町国民保護計画には、国民保護法第34条第2項各号に掲げる次の事項を定める。

- ・ 町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ・ 町が実施する国民保護措置に関する事項
- ・ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資機材の備蓄に関する事項

第1編

- ・ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項
 - ・ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
 - ・ 上記のほか、町長が必要と認める事項
- (3) 中井町国民保護計画の対象となる者
町内に居住又は滞在している者
- (4) 中井町国民保護計画の対象地域
町内全域(町域を越えて避難を実施する場合は、当該避難先地域も含む。)

4 中井町国民保護計画の構成

中井町国民保護計画は、次の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急処理事態への対処

5 中井町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 中井町国民保護計画の見直し

中井町国民保護計画は、政府・県における国民保護措置についての検証に基づき必要に応じて行われる国民の保護に関する基本指針(以下「基本指針」という。)の変更、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

中井町国民保護計画の見直しに当たっては、中井町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 中井町国民保護計画の変更手続

中井町国民保護計画の変更に当たっては、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、中井町国民保護協議会に諮問の上、国民保護法第35条第5項の規定に基づき、県知事(くらし安全防災局防災部長気付)に協議し、その同意を得た後、速やかに国民保護法第35条第6項に基づき、町議会に報告、公表する。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。)で定める軽微な変更については、中井町国民保護協議会への諮問及び県知事への協議は要しない。

第1編

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針、県及び中井町国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の関係機関と連携協力し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

この場合において、町は、特に留意すべき事項について、次のとおり国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合であっても、その制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、県、他の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、協力を要請された国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めるとともに、国民保護措置の実施に当たり円滑に協力が得られるよう、企業等との連携体制の確保に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

町は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

第1編

また、町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者（避難行動要支援者）の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置の実施に当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、町は、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第1編

第3章 中井町及び関係機関の事務又は業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、自衛隊並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、次に掲げる事務又は業務、その他の国民保護に関する事務又は業務を処理する。

1 中井町

- (1) 中井町国民保護計画の作成
- (2) 中井町国民保護協議会の設置、運営
- (3) 中井町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）及び町緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
- (6) 救援の実施又は補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (7) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (8) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (9) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 県

- (1) 県国民保護計画の作成
- (2) 県国民保護協議会の設置、運営
- (3) 県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び県緊急対処事態対策本部の設置、運営
- (4) 組織の整備、訓練
- (5) 警報の通知
- (6) 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
- (7) 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
- (8) 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- (9) 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
- (10) 交通規制の実施
- (11) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第1編

3 指定地方行政機関

- (1) 関東管区警察局
 - ア 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
 - イ 他管区警察局との連携
 - ウ 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
 - エ 警察通信の確保及び統制
- (2) 関東総合通信局
 - ア 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整
 - イ 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関する
こと
 - ウ 非常事態における重要通信の確保
 - エ 非常通信協議会の指導育成
- (3) 関東財務局（横浜財務事務所）
 - ア 財政融資資金の貸付
 - イ 金融機関等に関する措置
 - ウ 国有財産の無償貸付
 - エ 財政上の措置
- (4) 横浜税関
 - 輸入物資の通関手続
- (5) 関東信越厚生局
 - 救援等に係る情報の収集及び提供
- (6) 神奈川労働局
 - ア 工場等事業場における労働災害防止の指導・援助
 - イ 建設現場の統括安全衛生管理の徹底の指導・援助
 - ウ 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助
 - エ 被災者の雇用対策
- (7) 関東農政局
 - ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること
 - イ 応急食料の支援に関すること
 - ウ 食品の需給・価格動向等に関すること
- (8) 関東森林管理局（東京神奈川森林管理署）
 - 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
- (9) 関東経済産業局
 - ア 救援物資の円滑な供給の確保
 - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保
 - ウ 被災中小企業の振興
- (10) 関東東北産業保安監督部
 - ア 危険物等の保全
 - イ 鉱山における災害時の応急対策

第1編

- (11) 関東地方整備局（京浜河川事務所、川崎国道事務所、横浜国道事務所、相武国道事務所、相模川水系広域ダム管理事務所、京浜港湾事務所）
 - ア 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
 - イ 港湾施設の使用に関する連絡調整
 - ウ 港湾施設の応急復旧
- (12) 関東運輸局（神奈川運輸支局）
 - ア 運送事業者との連絡調整
 - イ 運送施設及び車両の安全保安
- (13) 東京航空局（東京空港事務所）
 - ア 飛行場使用に関する連絡調整
 - イ 航空機の航行の安全確保
- (14) 東京航空交通管制部
航空機の安全確保に係る管制上の措置
- (15) 東京管区气象台（横浜地方气象台）
気象状況の把握及び情報の提供
- (16) 第三管区海上保安本部（横浜海上保安部、川崎海上保安署、横須賀海上保安部、湘南海上保安署）
 - ア 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達
 - イ 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保
 - ウ 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等
 - エ 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示
 - オ 海上における消火・防除活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- (17) 関東地方環境事務所
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集及び提供
 - ウ 知事等からの要請に応じた所要の措置
- (18) 南関東防衛局（横須賀防衛事務所、座間防衛事務所）
 - ア 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整
 - イ 米軍施設内通行等に関する連絡調整

4 自衛隊

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

第1編

5 指定公共機関

- (1) 日本赤十字社
 - ア 医療救護
 - イ 外国人の安否調査
 - ウ 救援物資の備蓄及び配分
 - エ 武力攻撃災害時の血液製剤の供給
 - オ その他の救援
- (2) (独)国立病院機構
医療助産等救護活動の実施
- (3) 公共的施設管理者（東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)）
 - ア 道路の適切な管理
 - イ 道路の応急復旧
- (4) 電気事業者（東京電力ホールディングス(株)、電源開発(株)）
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する電力供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
- (5) 東京ガス(株)
 - ア 施設の整備及び点検
 - イ 被災地に対する燃料供給の確保
 - ウ 被災施設の応急復旧
- (6) バス事業者（小田急バス(株)、神奈川中央交通(株)、京浜急行バス(株)、国際興業(株)、東急バス(株)、東都観光バス(株)）
避難住民の運送の確保
- (7) 鉄道事業者（日本貨物鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、京王電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、東京急行電鉄(株)）
 - ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
 - イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (8) 内航海運事業者（井本商運(株)、近海郵船(株)）
緊急物資の運送の確保
- (9) トラック事業者（佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株)）
緊急物資の運送の確保
- (10) 電気通信事業者（東日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ）
 - ア 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力
 - イ 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
 - ウ 電気通信施設の被害調査及び復旧

第1編

- (11) 放送事業者（日本放送協会、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)TBSテレビ、(株)フジテレビジョン、日本テレビ放送網(株)、(株)TBSラジオ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送）

警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

- (12) 日本銀行

ア 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

イ 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

- (13) 日本郵便(株)

郵便物の送達確保

6 指定地方公共機関

- (1) (公社)神奈川県医師会、(一社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県薬剤師会、(公社)神奈川県看護協会、(独)神奈川県立病院機構

ア 医療助産等救護活動の実施

イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

- (2) 神奈川県道路公社

ア 道路の適切な管理

イ 道路の応急復旧

- (3) ガス事業者（厚木瓦斯(株)、小田原瓦斯(株)、秦野瓦斯(株)、湯河原瓦斯(株)、(公社)神奈川県LPガス協会）

ア 施設の整備及び点検

イ 被災地に対する燃料供給の確保

ウ 被災施設の応急復旧

- (4) (一社)神奈川県バス協会

避難住民の運送の確保

- (5) 鉄道事業者（伊豆箱根鉄道(株)、江ノ島電鉄(株)、湘南モノレール(株)、箱根登山鉄道(株)、横浜高速鉄道(株)、(株)横浜シーサイドライン）

ア 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保

イ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

- (6) (一社)神奈川県トラック協会

緊急物資の運送の確保

- (7) 放送事業者（(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)）

警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送

第1編

第4章 中井町の地理的、社会的特徴

町が国民保護措置を実施するに当たり、特に留意することが必要な町の地理的、社会的特徴は、次のとおりである。

1 地理的特徴

(1) 地 形

本町は、神奈川県西部、足柄上郡の東部にあり、大磯丘陵の北西部に位置し、東は平塚市、南は小田原市及び中郡二宮町、北は秦野市、西は足柄上郡大井町に隣接している。町は、東西に約 5.9 km、南北に約 6.0 km で、総面積は、19.99km² 海拔は約 32.3～32.5 m である。

町域の地形は、大磯丘陵に属して起伏が多く、概して西北部は山地で、東南部は緩傾斜地になっている。また、曾我山等の丘陵があり、その間を中村川、藤沢川、葛川がそれぞれ北から南に向かって貫流し風光明媚な自然景観を形成している。

中井町の地図（出典 国土地理院ホームページ）



(2) 主な山

ア 台山	153m (北田)
イ 不動山	326m (古怒田)
ウ 浅間山	317m (古怒田)

第1編

(2) 主な河川

ア 中村川 総延長 4. 7 1 km 2級河川

イ 藤沢川 総延長 2. 4 4 km 2級河川

(3) 気象

本町は、温暖湿潤の気候で冬は乾燥した晴天が続き、季節風が吹きやすく、台風、梅雨による降雨が目立つ気象条件をもっている。平均気温は約16. 6℃、最高気温は平均約37. 4℃、最低気温は平均約－2. 3℃、平均湿度は68. 5%、年降雨量は1, 628. 5mmである。

2 社会的特徴

(1) 人口及び人口分布

本町の人口は、令和6年1月1日現在、8, 932人（男性4, 491名、女性4, 441名）で、世帯数は3, 809世帯である。

また、令和2年において、昼間人口は、12, 013人、夜間人口は、9, 300人となっており、昼夜間人口比率は129. 2（夜間人口を100）であり、昼間に町外から人口の流入が顕著で、事態が予想される以降は、流入の動態を、道路管理事務所に確認する。

第1編

地域別の人口分布状況は次のとおり。（令和6年1月1日現在）

自治会地区名	各自治会	総数（人）	総人口に占める割合
中村上地区 【762名】 (8.5%)	比奈窪	107	1.2%
	松本下	150	1.7%
	松本上	136	1.5%
	岩 倉	91	1.0%
	雑 色	93	1.0%
	鴨 沢	105	1.2%
	古怒田	80	0.9%
中村下地区 【1,747名】 (19.6%)	半分形	212	2.4%
	大久保	382	4.3%
	遠 藤	368	4.1%
	五所宮	216	2.4%
	北 田	214	2.4%
	久 所	178	2.0%
	藤 沢	177	2.0%
境 地区 【504名】 (5.6%)	境 原	206	2.3%
	木 境	114	1.3%
	境別所	184	2.1%
井ノ口地区 【3,439名】 (38.5%)	下井ノ口	81	2.4%
	北 窪	197	5.7%
	宮 向	219	6.4%
	宮 前	175	5.1%
	宮 上	164	4.8%
	宮 原	349	10.1%
	葛 川	22	0.6%
	砂 口	27	0.8%
	遠藤原	52	1.5%
	五分一	65	1.9%
その他 (27.8%)		2,480	27.8%

第1編

(2) 土地利用状況

本町の面積、約1,999haは、神奈川県約0.8%、県西約31.5%を占め、これまで農業的な土地利用が主となっていたが、最近では住宅及び工場等の都市的機能の集積が進み、東名高速道路秦野中井インターチェンジの周辺には、「グリーンテクなかい」の工業団地が整備されている。

町の総面積のうち市街化区域は約225ha(約11.3%)で、市街化調整区域は約1,774ha(約88.7%)で、このうち、農耕地が約408ha(約20.4%)、森林が約652ha(32.6%)であり、県道71号(秦野二宮)とその旧道沿いの井ノ口地区と小田原市に隣接する南部の中村地区を中心に形成され、その間の台地部分に「グリーンテクなかい」等の産業用地が整備されている。また、幹線道路の沿道を中心に、新たな商業施設などの立地が見られる。

この他、都市公園は、中井中央公園(比奈窪580)、厳島湿生公園(井ノ口1310)が存在し、総面積約23.4haは、住民一人あたり約26.2aと広大で、有効に活用することができる。

土地区画整理事業等による面的な整備が進められているが、既成市街地の一部には面的整備の遅れている区域もあり、生活環境上や防災面の課題を抱える地域が見られる。

(3) 自治会

町には、中村上地区、中村下地区、境地区、井ノ口地区と4つの地区に区分され、27個の自治会がある。(※「(1) 人口及び人口分布」参照)

(4) 交通

町の北部に、第一東海自動車道(東名高速)秦野中井インター(秦野市)があり、これと接続するように片側2車線の県道71号(秦野二宮線)が、南北に発達している。また、町の東西を横断するように県道77号(平塚松田線)が、これと接続するように、県道71号線の西側を並行して県道709号(中井羽根尾線)存在し、既成市街地や新たな開発整備区域を地区幹線がはしご状に連結している。

県道71号及び県道709号は、二宮町の国道1号と接続している。

本町の町道は17路線の幹線町道と、219路線の一般町道から構成されており、幹線町道は比較的高い整備状況となっている。

この際、事態発生時には、速やかに通行を確保する必要があり、「東名高速道路」「県道71号(秦野二宮)」「県道77号(平塚松田)」の3路線が、重要な幹線道であり、円滑な避難、救急・消防活動、輸送、緊急車両の通行等を確保していくものとする。全般的に、南北の移動は発達しているが、東西の移動は、両側の丘陵に阻まれ、北の秦野市もしくは、南の二宮町から迂回する流れとなり、渋滞が予想されるため、県警及び道路管理者との連携を行う。

第1編

(5) 都市構造

ア 建築物

令和2年度現在、町内において建設されている専用住宅棟数は、木造2,783棟、非木造375棟となっており、構造別では木造の比率が高い。

イ 危険物施設

本町の危険物保有施設は幹線道路周辺に集中してみられる。

ウ ライフライン

本町の水道は、豊富な地下水を水源とし、良好な水質により塩素消毒のみで浄水処理を行っている。この水道水の供給量については、中井町水道ビジョンの目標年度の令和11年度において、8,927人分、1日最大給水量7,574m³に対応するため、水道施設規模の適正化や施設更新を進めている。なお、1日1人当たり平均給水量は、5.93リットルである。（令和元年度）

下水道は、市街化区域について整備がおおむね完了し、市街化調整区域においても整備が進められている。

都市ガスは、東京ガス（株）により、一部の地域の企業に供給されている。そのほかの地域では、LPガスを使用している。

(6) 観光客

令和3年における入込観光客数は、約21万5千人であり、全員が日帰りである。

このため、万が一交通機関（道路交通網）が機能停止した場合は、中井町で滞留することが予想されるため、県警や道路管理事務所と連携し、必要により、自衛隊へ国民保護のため、滞留者の人員輸送を依頼する。

(7) 避難所・避難場所として活用できる施設の状況

町には、井ノ口公民館（井ノ口1843-1）、境コミュニティセンター（境1293）、中井中央公園（比奈窪580）に野球場の文化・スポーツ関連施設がある。

一方で多くの国民を受け入れできる主要な屋内施設は、体育館であり、中村小学校（半分形350）、井ノ口小学校（井ノ口2055）及び、中井中学校（比奈窪295）にある。

この際、体育館の総面積が、約2,960m²で、総人口9,068名とした場合、一人あたり約0.33m²と適当な広さを確保することは難しい。

自宅避難を含め、井ノ口公民館の利用については、今後検証を行い、収容が必要な場合は、事前に周到な利用調整を行う。

第1編

第5章 中井町国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

中井町国民保護計画においては、基本指針において想定されている次の4類型の武力攻撃事態を対象として想定する。

(1) 着上陸侵攻

【特徴】

- ・ 船舶により上陸する場合は、沿岸部が当初の侵攻目標になりやすく、航空機による場合は、沿岸部に近い空港が攻撃目標となりやすい。
- ・ 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

【特徴】

- ・ 突発的に被害が発生することもある。
- ・ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、大きな被害が生ずるおそれがある。
- ・ N B C兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用されることも想定される。

(3) 弾道ミサイル攻撃

【特徴】

- ・ 発射された段階での攻撃目標の特定が極めて困難で、短時間での着弾が予想される。
- ・ 弾頭の種類（通常弾頭又はN B C弾頭）を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(4) 航空攻撃

【特徴】

- ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ兆候を察知することは比較的容易であるが、あらかじめ攻撃目標を特定することが困難である。
- ・ 都市部の主要な施設やライフライン（電気・ガス等の生活生命線）のインフラ（社会基盤）施設が目標となることも想定される。

第1編

2 緊急処理事態

中井町国民保護計画においては、基本指針において想定されている次の分類の緊急処理事態を対象として想定する。

(1) 攻撃対象施設等による分類

ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

【事態例】

- ・ 原子力事業所等の破壊
- ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・ 危険物積載船への攻撃
- ・ ダムの破壊

イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

【事態例】

- ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

【事態例】

- ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・ 水源地に対する毒素等の混入

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

【事態例】

- ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・ 弾道ミサイル等の飛来

第2編

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 中井町における組織・体制の整備

1 中井町の各課（局）における業務

町の各課等は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

(1) 共通

- ・ 部内の職員の動員、配備等に関すること。
- ・ 各部、班及び部内の連絡調整に関すること。
- ・ 所管の被害状況調査及び応急復旧に関すること
- ・ 関連団体、事業所、関係機関との連絡調整等に関すること。
- ・ 他部の応援に関すること。。
- ・ その他本部長の命ずる事項に関すること

(2) 企画課

- ・ 鉄道、バス等公共機関の運行状況把握に関すること。
- ・ 帰宅困難者対策に関すること。
- ・ 災害広報に関すること。
- ・ 写真等による記録に関すること。
- ・ 報道機関との連絡調整に関すること。
- ・ 庁内情報システム及びネットワークの運営に関すること。
- ・ 国民保護対策関係予算、その他財務に関すること。

(3) 総務課・議会事務局

- ・ 職員の動員、調整及び派遣に関すること。
- ・ 町有財産の被害調査及び応急対策に関すること。
- ・ 庁舎の自衛及び電気通信施設の保全等庁舎機能の確保に関すること。
- ・ 町議員の対応に関すること。
- ・ 町内の電気及び通信施設の状況把握に関すること。
- ・ 車輛の調達、配車及び燃料の確保に関すること。
- ・ 職員の公務災害補償に関すること。
- ・ 相談の窓口開設運営に関すること。
- ・ 視察等のための来庁者接遇に関すること。
- ・ 職員の厚生に関すること。
- ・ 職員の安否確認に関すること。
- ・ 職員等への飲料水、食料、健康管理等の支援に関すること。

第2編

(4) 地域防災課

- ・ 各対策本部の設置運営に関すること
- ・ 中井町国民保護協議会の運営に関すること。
- ・ 関係機関（国、他の都道府県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関、在日米軍等）との連携体制の整備に関すること。
- ・ 自衛隊への要請に関する県との調整に関すること。
- ・ 自主防災組織の支援に関すること。
- ・ 非常通信体制の整備（他課（局）に属さないもの）に関すること。
- ・ 情報収集、提供体制の整備（他課（局）に属さないもの）に関すること。
- ・ 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関すること。
- ・ 研修、訓練及び啓発に関すること。
- ・ 避難及び救援に関する体制の整備に関すること。
- ・ 避難施設の指定に関すること。
- ・ 生活関連等施設の把握に関すること。
- ・ 生活関連等施設（他課（局）に属さないもの）の安全確保に関すること。
- ・ 物資、資機材の備蓄及び調達体制の整備に関する他課（局）との連絡調整に関すること。
- ・ 物資、資機材（他課（局）に属さないもの）の備蓄に関すること。
- ・ 物資、資機材（L P ガス）の調達体制の整備に関すること。
- ・ 特殊標章等の交付及び全般的な管理に関すること。

(5) 税務町民課・会計課

- ・ 中井町民、外国人等の 被災 状況の調査に関すること。
- ・ 死亡者の安置、埋火葬及び埋火葬許可等に関すること。
- ・ 安否情報に関すること。
- ・ 土地家屋等の被害状況の調査・収集に関すること。
- ・ 罹災建築物の被害調査に関すること。
- ・ 町税の減免に関すること。
- ・ 義援金品の受付、配分及び保管に関すること。
- ・ 事態対処時における緊急支払に関すること。
- ・ 事態対処時の出納計画に関すること。
- ・ 罹災証明等に関すること。
- ・ 被災者台帳に関すること。

(6) 福祉課

- ・ 福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。
- ・ 町営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。
- ・ 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関すること。
- ・ こども園児の安全確認及び避難に関すること。
- ・ 応急保育、学童保育に関すること。

第2編

- ・ こども園児の応急教育及び給食に関すること。
- ・ 児童、母子等の支援対策に関すること。
- ・ 要配慮者の支援に関すること。
- ・ 福祉避難所の開設・運営に関すること。

(7) 健康課

- ・ 高齢者福祉施設の被害調査及び応急対策に関すること。
- ・ 医療施設の被害調査及び応急対策に関すること。
- ・ 応急救護医療に関すること。
- ・ 日赤活動との連絡調整に関すること。
- ・ 医師会、医療機関、その他関係機関との連絡調整及び医薬品等の確保に関すること。
- ・ 保健衛生、防疫に関すること。
- ・ 被害が発生した地域の防疫に関すること。
- ・ 国・県からの医療チーム（災害時におけるDMAT）の受け入れ業務に関すること。

(8) 上下水道課

- ・ 上下水道施設の保全、被害調査及び応急復旧に関すること
- ・ ライフライン施設（上水道・下水道）の機能の確保に関すること
- ・ 応急給水に関すること
- ・ 日本水道協会神奈川県支部等との連絡調整に関すること
- ・ 物資、資機材（災害用、漏水用資機材）の備蓄・調達体制の整備に関すること

(9) 産業環境課

- ・ 商工会、農業協同組合等との連携体制に関すること
- ・ 農業関係の被害調査及び応急対策に関すること
- ・ 食品・物資調達に関すること
- ・ 町内滞在観光客等の被害状況の把握及び避難誘導等に関すること
- ・ 商工業関係の被害調査に関すること
- ・ 物品の緊急輸送に関すること
- ・ 病虫害、家畜伝染病防除に関すること
- ・ 農業用家畜の保護に関すること
- ・ ごみ処理施設の被害調査及び応急対策に関すること
- ・ し尿処理及び仮設トイレに関すること
- ・ 災害廃棄物処理に関すること
- ・ 公害監視及び処理に関すること
- ・ 有害物質等の安全確保体制に関すること
- ・ 家庭動物（ペット）の保護に関すること
- ・ ごみの収集、運搬に関すること

第2編

(10) まち整備課

- ・ 緊急輸送路の確保に関すること
- ・ 河川、治山、砂防対策に関すること
- ・ 道路、橋りょう等の被害調査及び応急復旧に関すること
- ・ 危険箇所等の確認巡視及び応急対策及び応急復旧に関すること
- ・ 公園の被害調査及び応急復旧に関すること
- ・ り災建築物の応急危険度判定活動に関すること
- ・ り災宅地の応急危険度判定活動に関すること
- ・ 国・県道の緊急連絡体制に関すること
- ・ 交通状況の把握及び交通規制に関すること
- ・ 応急仮設住宅等の建設に関すること
- ・ ヘリコプター離着陸場の開設等に関すること
- ・ 被害を受けた住宅再建支援に関すること
- ・ 被災住宅再建支援に関すること

(11) 教育課

- ・ 教職員の動員に関すること
- ・ 児童及び生徒の安全確認及び避難に関すること
- ・ 教育施設 等担当施設の被害調査及び応急対策に関すること
- ・ 学校その他教育機関との連絡調整に関すること
- ・ 災害時の応急教育に関すること
- ・ 児童及び生徒の応急給食に関すること
- ・ 文教対策計画に関すること
- ・ 指定 避難所の開設及び運営の協力に関すること
- ・ 学用品の給与に関すること

(12) 生涯学習課

- ・ 指定避難所の被害調査及び応急復旧に関すること
- ・ 避難所の開設及び運営に関すること
- ・ 町内に滞留する国民の指定避難所周辺における避難誘導に関すること
- ・ 指定避難所の応急物資の調整・配給及び炊き出しに関すること
- ・ 特殊標章等の文化財への表示、保護処置及び応急対策に関すること

第2編

(13) 消防団

- ・ 消防団員の動員及び派遣に関すること。
- ・ 消防施設の点検巡視及び被害状況の調査に関すること。
- ・ 消防施設の応急復旧に関すること。
- ・ 災害情報の収集伝達に関すること。
- ・ 火災による災害予防、警戒、防御に関すること。
- ・ 人命救助及び救護活動に関すること。
- ・ 危険物等の措置に関すること。
- ・ 行方不明者の捜索に関すること。
- ・ 住民への警報の発令・避難に関する情報伝達、広報に関すること

第2編

2 県の各局における業務

県の各局は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行うものとする。

(1) 政策局

- ・ 在日米軍との連絡調整に関すること。
- ・ 非常通信体制の整備（コンピュータ及びネットワークの運営に係るもの）に関すること。
- ・ 情報収集、提供体制の整備（コンピュータ等による情報通信手段の整備・運営に係るもの）に関すること。
- ・ 一般ボランティアに関すること。
- ・ 物資、資機材（生活必需物資）の調達体制の整備に関すること。

(2) 総務局

- ・ 非常通信体制の整備（災害時優先電話の確保）に関すること。
- ・ 情報収集、提供体制の整備（固定電話等の情報通信手段の整備・運営に係るもの）に関すること。

(3) くらし安全防災局

- ・ 国民保護協議会に関すること。
- ・ 関係機関（国、他の都道府県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関、在日米軍等）との連携体制の整備に関すること。
- ・ 自主防災組織の支援に関すること。
- ・ 非常通信体制の整備（他課（局）に属さないもの）に関すること。
- ・ 情報収集、提供体制の整備（他課（局）に属さないもの）に関すること。
- ・ 国民の権利利益の救済に係る体制整備に関すること。
- ・ 研修、訓練及び啓発に関すること。
- ・ 避難及び救援に関する体制の整備に関すること。
- ・ 避難施設の指定に関すること。
- ・ 生活関連等施設の把握に関すること。
- ・ 生活関連等施設（他課（局）に属さないもの）の安全確保に関すること。
- ・ 物資、資機材の備蓄及び調達体制の整備に関する他課（局）との連絡調整に関すること。
- ・ 物資、資機材（他課（局）に属さないもの）の備蓄に関すること。
- ・ 物資、資機材（LPガス）の調達体制の整備に関すること。
- ・ 特殊標章等の交付及び管理に関すること。

(4) 国際文化観光局

情報収集、提供体制の整備（外国籍県民に係るもの）に関すること。

(5) スポーツ局

生活関連施設等（スポーツ局が管理する施設）の安全確保に関すること。

第2編

(6) 環境農政局

- ・ 生活関連等施設（危険物質（農林水産省の所管に係る毒薬・劇薬）の取扱所）の安全確保に関すること
- ・ 物資、資機材（応急食糧）の調達体制の整備に関すること。

(7) 福祉子どもみらい局

- ・ 福祉ボランティアとの連絡調整に関すること。
- ・ 物資、資機材（医薬品等）の調達体制の整備に関すること。
- ・ 赤十字標章等の交付及び管理に関すること。

(8) 健康医療局

- ・ 救援に関する医療関係団体等との調整に関すること。
- ・ 物資、資機材（医薬品等）の調達体制の整備に関すること。
- ・ 生活関連等施設（危険物質（厚生労働省の所管に係る毒物・劇物及び毒薬・劇薬）の取扱所）の安全確保に関すること。
- ・ 物資、資機材（毛布）の備蓄に関すること。

(9) 産業労働局

物資、資機材（生活必需物資）の調達体制の整備に関すること。

(10) 県土整備局

- ・ 所管の輸送施設（道路、港湾）の把握に関すること。
- ・ 生活関連等施設（ダム）の安全確保に関すること。
- ・ ライフライン施設（下水道）の機能の確保に関すること。
- ・ 物資、資機材（建設資機材）の調達体制の整備に関すること。

(11) 企業局

- ・ 給水区域内のライフライン施設（上水道）の機能の確保に関すること。
- ・ 物資、資機材（災害用、漏水用資機材）の備蓄に関すること。
- ・ 物資、資機材（災害用、漏水用資機材）の調達体制の整備に関すること。

(12) 教育委員会

- ・ 学校における啓発に関すること。

(13) 警察本部

- ・ 警備体制の整備に関すること。
- ・ 交通規制に関すること。
- ・ 治安に関する情報の収集に関すること。
- ・ 防犯その他各種犯罪抑止活動に関すること。
- ・ 生活関連等施設の安全確保に関すること。
- ・ 特殊標章等の交付及び管理に関すること。

第2編

3 中井町における体制の整備

(1) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃災害が発生し事態認定がされた場合、又はまさに発生しようとしている予測事態において認定されると予想される場合に、初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を速やかに確保し、また、中井町対策本部の本部長（以下「中井町対策本部長」という。）である町長、国民保護本部事務局の長である副町長及び課長との連絡体制を確立できるよう次の体制をとる。

ア 当直体制

災害の発生、事態認定（予測事態を含む。）後、必要最低限の地域防災課職員をもって、役場において、平日の夜間及び休日の昼夜間に当直体制をとる。

イ 幹部職員等の即時参集体制

課長級以上の幹部職員は、常時連絡が取れるように通信手段を確保するとともに、自宅待機を基本とするも、状況により職場での待機とし、緊急参集できる体制をとる。

(2) 中井町の体制及び職員の参集及びサービスの基準

ア 町における各体制への移行については、町長の指示による。

イ 万が一、町長からの判断を受けられない場合は副町長が、町長、副町長からの判断を受けられない場合は教育長が、代行し指示を行う。

ウ 町は、事態の状況に応じて適切な措置を実施するため、配備体制を定めるとともに、参集基準を定める。

この際、中井町対策本部長の行う状況判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

第2編

エ 区分に応ずる体制、配置基準、配備内容（基準）

区分		体制	配備基準	配備内容（基準）
事態認定前		非常配備体制	事態認定につながる可能性があると考えられる事案が発生するおそれがあるとの通報又は県からの通知を受け、情報収集等の初動対応を行う必要があるとき	地域防災課は必要な職員をもって、情報収集活動を行う体制 各課等は、最低1名以上の待機体制とし、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員させ、かつ必要な業務が行える体制
		中井町緊急処理事態対策本部体制	国民保護対策本部設置に準じた町役場全体による対応を行う必要があるとき	原則として、職員全員を動員し、必要な業務が実施できる体制
事態認定後	国民保護対策本部未設置	非常配備体制	情報収集等の対応を行う必要があるとき	地域防災課は、全職員をもって情報収集活動及び必要な業務（協力要請・調整等）が行える体制 各課等は、最低2名以上の待機体制とし、事態の推移に伴い、速やかに人員を増員させ、かつ必要な業務が行える体制
		中井町緊急処理事態対策本部体制	中井町国民保護対策本部設置に準じた町役場全体による対応を行う必要があるとき	原則として、職員全員を動員し、国民保護措置に関する業務を優先して実施する体制
	本部設置	中井町国民保護対策本部体制	中井町国民保護対策本部設置の通知を受けたとき	原則として、職員全員を動員し、国民保護措置を優先して実施する体制

第2編

(3) 参集職員の所掌事務

参集した職員の行うべき所掌事務は、参集できる職員の勢力によるため、第1項、「中井町における組織・体制の整備、第1「中井町の各課における業務」を基準とするも、当時の状況により変更を行う。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

町の幹部職員及び地域防災課職員は、連絡手段として常時携帯電話を携行し、電話・メールによる連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

町の幹部職員及び地域防災課職員は、交通の途絶、職員の被災等により、参集が困難な場合を想定し、職員の中から次級者職員を指定する。また、全職員は、事態の状況に応じた登庁手段をあらかじめ、準備する。

4 消防機関の体制

(1) 小田原市消防本部における体制

小田原市消防本部における体制は、小田原市消防本部消防長の指揮統制による他、態勢について連携情報共有を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、県と連携し、消防団の充実・活性化を推進し、国民保護措置の研修及び訓練に参加させるよう配慮する。

併せて、消防署における参集基準等を参考に、火災発生の場合に準じて消防団員が参集する体制を整備する。

5 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、問い合わせに対応する。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所で保管する等の処置を行う。

この際、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、国民保護措置の実施にあたり、国、神奈川県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であることから、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関相互の意思疎通

町は、個別の課題に関し、県や県西地域自治体を含め関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、中井町国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

(3) 関係機関の連絡先の把握

町は、緊急時に連絡すべき県や関係機関の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(4) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、神奈川県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

2 国・県の機関との連携

(1) 指定行政機関等との連携

町は、国民保護措置の実施の要請等を円滑に行えるよう、国の指定行政機関等と必要な連携を図る。

(2) 防衛省・自衛隊との連携

町は、県知事を通じた自衛隊への派遣要請や、国民保護措置が円滑に実施できるよう、防衛省・自衛隊との連携を図る。

(3) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(4) 中井町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と中井町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(5) 県警察松田警察署との連携

町長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の

第2編

通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

(6) 指定地方行政機関との連携

町は、国民保護措置を円滑に実施できるよう、指定地方行政機関との連携を図る。

3 近接市町等との連携

(1) 近接市町との連携

町は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

(2) 消防機関との連携

町は、小田原市消防本部に組織される足柄消防署中井出張所を中心に、消防機関の活動が円滑に行われるよう連携を図る。また、消防機関のNBC（Nuclear（核）、Biological（生物）、Chemical（化学）の総称）対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を把握する。

4 指定公共機関、指定地方公共機関及び関係機関との連携

(1) 指定公共機関及び指定地方公共機関との連携

町は、指定公共機関、指定地方公共機関との緊密な連携を図る。

(2) 医療機関との連携

町は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害医療拠点病院、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係公共機関との協定の締結等

ア 町は、関係公共機関から必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、必要な連携体制の整備を図る。

イ 町は、武力攻撃災害時における顧客、従業員に対する安全確保、国民保護措置への協力、資機材や食料等の備蓄などを企業に要請する。

ウ 町は、市街地における円滑な避難に資するため、警報の伝達、施設利用者の安全確保等について、不特定多数の者が利用する施設から協力が得られるよう、県と協力し、連携体制の確保に努める。

第2編

第3 通信の確保

1 中井町における通信体制の整備等

町は、武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるように、緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、防災行政通信網等の整備等を的確に行い、関係機関との情報受伝達手段の確保を図る。また、通信網等の整備に当たっては、武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（地上有線系、移動無線系、衛星系による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を併せて図る。

2 実践的な通信訓練の実施

町は、武力攻撃災害により、通信が輻輳若しくは途絶し、又は庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定するなど、関係機関との実践的な通信訓練の実施に努める。

3 非常時の通信体制の確保

- (1) 町は、非常時の通信体制を確保するために、電気通信事業者から提供されている災害時優先電話の効果的な活用を図る。
- (2) 町は、関東地方非常通信協議会の構成員が所有する通信施設を利用する場合、県と連携を図る。
- (3) 町は、防災行政通信網の途絶等の対策に十分留意する。

第4 情報収集、提供等の体制整備

1 基本的考え方

- (1) 情報収集、提供のための体制の整備

町は、武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報を収集又は整理し、関係機関及び中井町の国民に対しこれらの情報を適時かつ適切に提供するための体制を整備する。また、中井町は、高齢者、障がい者、外国人等情報の伝達に際し援護を要する者及び通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、中井町役場ホームページ、SNS等を活用しつつ、体制の整備を図るよう努める。

- (2) 体制の整備に当たっての留意事項

中井町は、情報収集、提供等体制の整備に当たり、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

第2編

(3) 関係機関における情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ（保護）に留意しながらデータベース（コンピュータでの情報集積）化等に努める。

2 警報の通知に必要な準備

(1) 警報の通知先となる関係機関

町は、国又は県の対策本部長が発令した警報が通知されたときに、町に所在する国民への伝達要領及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先、連絡方法等を事前に準備し、適時、情報の更新を行う。

(2) 公共施設・商業施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、警報が通知をされたときに、学校、病院、商業施設その他の多数の者が利用する施設の管理者の連絡先、連絡方法等を事前に準備し、適時、情報の更新を行う。

(3) 高齢者、障がい者、外国人等に対する警報の伝達のための準備

高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとする。また、民生委員や社会福祉協議会等と協力体制を確立し、連絡先、連絡方法等をあらかじめ事前に準備し、適時、情報の更新を行う。

(4) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備及び改善を図る。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

町は、国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月）については、訓練等の様々な機会を活用し、住民に十分な周知を図る。

(6) 消防・県警察との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、消防・県警察との協力体制を構築する。

(7) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地区における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

第2編

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報収集のための体制整備

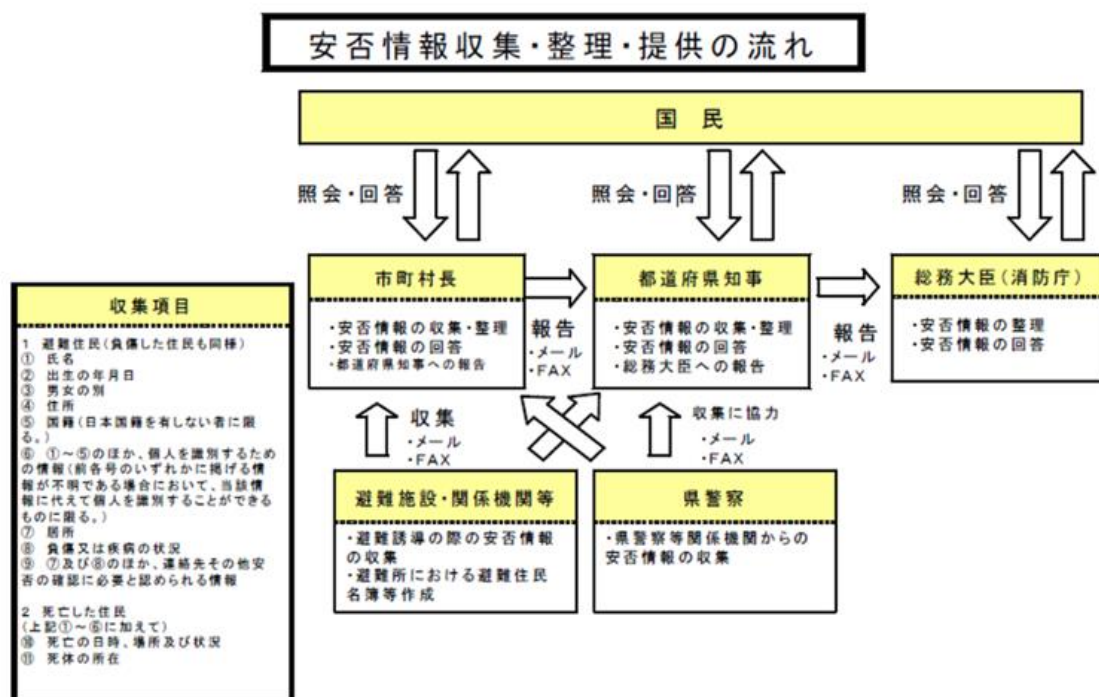
町は、県と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集、提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理、報告及び提供が円滑に行われるよう、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

(2) 安否情報収集のための準備

町は、安否情報の収集について協力を求める可能性のある、町内の医療機関、諸学校等の所在、連絡先等について、あらかじめ把握する。また、中井町対策本部への安否情報の報告が円滑に行われるよう、あらかじめ安否情報の収集について避難施設等の管理者等に協力を要請する。

(3) 安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続き

「武力攻撃事態等におけるその他の必要な事項を定める省令（平成十七年総務省令第四十四号）」の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の紹介及び回答は、以下の区分及び様式で実施する。



(出典 県国民保護計画)

第2編

ア 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）【様式第1号】

様式第1号

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号含む。）	〒 _____ _____
⑥ 国 籍	日本 ・ 外国（ 国）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷の（疾病）の該当	負 傷 ・ 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪ を回答する予定ですが、回答を希望しない場 合は、○ で囲んでください。	回答を希望しない。
⑬ 知人からの照会があれば① ⑦ ⑧ を回答 する予定ですが、回答を希望しない場合は○ を囲んで下さい。	回答を希望しない。
⑭ ① ～ ⑪ を親族・同居者・知人以外の者 からの照会に対する回答同意する又は公表す ることについて、同意するかどうか ○ で囲 んで下さい。	同意する。 ・ 同意しない。
※ 備 考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③ 出生年月日」欄は元号表記（令和等）により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

第2編

イ 安否情報収集様式（死亡住民）【様式第2号】

様式第2号			
安否情報収集様式（死亡住民）			
記入日時（ 年 月 日 時 分）			
① 氏 名			
② フリガナ			
③ 出生の年月日	年 月 日		
④ 男女の別	男 女		
⑤ 住所（郵便番号含む。）	〒		
⑥ 国 籍	日本 ・ 外国（ 国）		
⑦ その他個人を識別するための情報			
⑧ 死亡の日時、場所及び状況 （場所・状況は、わかる範囲で構いません。）	年 月 日 時		
	場 所		
	確認した方 状 況		
⑨ 遺体が安置されている場所			
⑩ 連絡先その他必要情報			
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答及び公表することについて、同意するかどうか ○ で囲んで下さい。	同意する。 ・ 同意しない。 ※ 本人が死亡し、配偶者又は直近の直系親族の方が不在の場合は記入しないで下さい。		
※ 備 考			
（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。 （注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。 （注3） 「③ 出生の年月日」欄は元号表記（令和等）により記入すること。 （注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。			
⑪同意回答者名（署名）		連絡先	— —
⑪同意回答者銃所		続 柄	
（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とし、同意確認ができない場合は内縁関係を証明できる方を含みます。			

第2編

ウ 安否情報報告書【様式第3号】

様式第3号

安 否 情 報 報 告 書

報告日時：
年
月
日
時
分)

市町村名：神奈川県中井町
担当者名

① 氏 名	② フリガナ	③ 出生の 年月日	④ 男女 の別	⑤ 住 所	⑥ 国籍	⑦ その他個人を識別 するための情報	⑧ 負傷 (疾病) の該当	⑨ 負傷又は疾病 の状況	⑩ 現在の居所	⑪ 連絡先その他 必要情報	⑫ 親族・同居者 への回答の希望	⑬ 知人への 回答の希望	⑭ 親族・同居者・知人 以外の者への回答 又は公表の同意	備 考
例) 中井 太郎	ナカイ タロウ	S00.00.00	男	中井町〇〇〇 1234	－	免許証 123456789098	負傷	上腕部骨折	〇〇避難所	090-0000-0000	有	無	有	事前確認希 望

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

第2編

エ 安否情報照会書【様式第4号】

		年 月 日
中井町長 殿		
申 請 者		
		住所（居所）〒
		氏 名 (署名)
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)		① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 ()
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	男 ・ 女
	住 所	〒
	国 籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日本 ・ 外国 ()
	その他個人を識別するための情報	☐ 免許証 () ☐ マイナンバーカード () ☐ その他
※ 申請者の確認		
※ 備 考		
備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。 3 「出生の年月日」欄は元号表記（令和等）により記入願います。 4 ※印の欄には記入しないで下さい。		

第2編

オ 安否情報回答書【様式第5号】

		年 月 日
殿		
		中 井 町 長 (公印省略)
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	男 ・ 女
	住 所	〒
	国 籍 (日本国籍を有しないものに限る。)	日本 ・ 外国 ()
	その他個人を識別するための情報	☐ 免許証 () ☐ マイナンバーカード () ☐ その他
	現在の居所	
	負傷又は疾病の現状	
連絡先その他必要情報		

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。

3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。

5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

4 被災情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 被災情報収集のための体制整備

町は、被災情報を収集又は整理し、知事への報告、関係機関・住民への提供等を適時かつ適切に実施するため、必要な体制の整備を図る。

(2) 被災情報提供のための準備

町は、県に対し、被災情報の報告を、火災・災害等即報要領に基づき行う。また、指定地方公共機関に情報共有を行う。

(3) 町は、県と連携し、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集、提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用した安否情報の収集、整理、報告及び提供が円滑に行われるよう、あらかじめ回答責任者を定めるなど、必要な体制の整備を図る。

(4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、地元自治会、医療機関、学校、大規模事業所等、安否情報の収集にあたって協力を求める可能性のある関係機関について、日頃から自然災害に係る防災訓練等を通じて連携を深めるなど、必要な準備をする。

第2編

第5 国民の権利利益の救済に係る体制整備

1 国民の権利利益の救済に係る体制整備

町は、国民からの問い合わせに対応するため、国や県が開設する総合的な窓口を活用するとともに、国民の権利利益の救済の手続について迅速な対応ができるよう、体制の整備に努めるものとする。

2 国民の権利利益の救済に関する文書の保存

町に所在する国民に関し、その国民の権利利益の救済の手続に関連する文書の保存については、県と連携し、県及び町の行政文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存される。

第6 研修及び訓練

1 研 修

町は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、職員に対する研修を実施するとともに、県と連携し、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置についての研修を行う。また、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材を積極的に活用し、実践的な研修を実施する。

2 訓 練

(1) 中井町における訓練の実施

町は、隣接市町、県、国、他の都道府県等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

(2) 訓練の形態

- ・ 図上訓練、中井町対策本部の運営訓練
- ・ 情報受伝達訓練
- ・ 避難訓練
- ・ 力攻撃災害への対応訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 町は、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、状況により地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、住宅地を含む様々な場所や想定で行う。

イ 町は、訓練の実施に当たり、消防機関、県警察、第三管区海上保安本部、自衛隊等との連携を図り、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。また、訓練後に評価を行い、課題等を明らかにするよう努める。

第2編

- ウ 町は、図上訓練等により、中井町国民保護計画の検証を行う。
- エ 町は、国民保護措置と防災の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- カ 町は、国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- キ 町は、県警察松田警察署と連携し、必要に応じて区域又は道路の区間を指定し、歩行者又は車両の通行を制限し、交通規制を実施することにより、安全を確保するとともに、効果的な訓練のため状況を作とする。
- ク 町長は、住民の避難に関する訓練を行う場合は、必要に応じ自治会、自主防災組織、各企業に対し訓練への参加について協力を要請する。また、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

第2編

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

(2) 隣接する市町村との連携の確保

町は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、町地域防災計画等を活用しつつ、災害時要援護者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「災害時要援護者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、関係機関（教育委員会など町の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。また、町は、武力攻撃事態等において、避難実施要領の内容を住民及び関係団体に的確かつ迅速に伝達することができるよう、あらかじめ伝達方法等を定める。

第2編

3 避難及び救援に関する資料の準備

町は、迅速に避難の指示を行うことができるよう、また、迅速かつ適切に救援に関する措置を実施できるよう、準備するとともに、次に掲げる区分で必要な資料を準備し、随時、更新を行う。

- ・ 住宅の地図及び自衛隊、警察、消防が使用している地図
- ・ 人口分布
- ・ 世帯数
- ・ 道路網のリスト
- ・ 輸送力のリスト
- ・ 避難施設のリスト（データベース化）
- ・ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- ・ 収容施設候補地のリスト
- ・ 関係医療機関のデータベース（コンピュータでの情報集積）
- ・ 広域応援活動拠点のリスト
- ・ 墓地、火葬場等のリスト
- ・ 生活関連等施設のリスト
- ・ 関係機関の連絡先（国、県、消防・警察・自衛隊、民間業者等）
- ・ 自治会、自主防災組織の連絡所及び連絡先
- ・ 避難にあたり、支援が必要な方のリスト

4 避難及び救援に関する調整

(1) 近隣市町村村との調整

町は、広域的避難における主要な避難経路及び中井町の区域を越える避難住民の対応について、近隣地市町とあらかじめ調整を行う。なお、神奈川県外への避難民輸送に関しては、県及び県警察と連携する。

(2) 医療関係団体等との調整

町は、各種事態発生に伴い、救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法を医療関係団体等と調整する。この場合において、国や県の医療関係団体等の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療機関等の把握に努める。

(3) 電気通信事業者との調整

町は、避難住民のための電話その他の通信設備の臨時の設置について、指定公共機関である電気通信事業者と調整を行う。

(4) 企業関連施設との調整

町は、多数の従業員を雇用する企業の関連施設が存在することから、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるように必要な対策をとる。

第2編

5 運送の確保に関する体制の整備

(1) 輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

中井町は、県と連携し、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、運送事業に係る指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や、運送事業者、関東運輸局等の協力を得て、運送事業者の輸送力及び道路、鉄道、港湾等の輸送施設に関する情報について把握する。

(2) 運送経路の把握等

町は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、防災のための緊急輸送道路を参考にし、県、道路管理者等と連携し、適切な運送経路の把握に努める。

(3) 運送事業者等との調整

町は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県と連携し、運送事業に係る指定公共機関及び指定地方公共機関等と運送の実施体制について調整する。

6 避難施設の指定への協力

町は、県が避難施設を指定するに際し、必要な情報を提供するなどの協力を行う。また、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

第3章 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握

町は、区域内に所在する生活関連等施設について、県と連携し状況を把握するとともに、連絡体制を整備する。また、町は「生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成27年4月）」を、管理の基準とする。

2 中井町が管理する公共施設における警戒

中井町は、特に情勢が緊迫すると予想される場合や、現に発生している場合等において、可能な範囲で、その管理に係る公共施設等について、警戒等の措置を実施する。

この際、県警察、自衛隊等との連携を図る。

3 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

町は、県知事と連携し、生活関連等施設について把握するとともに、管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知する。

第2編

第4章 生活基盤の確保に関する平素からの備え

町は、その管理する上下水道を含むライフライン施設が生活に欠かすことができないため、自然災害に対する既存の予防措置を活用し、可能な限り機能喪失の防止処置及び代替性の確保に努める。

第5章 物資及び資機材の備蓄

1 基本的考え方

(1) 防災のための備蓄の活用

住民の避難や避難住民等の救援を実施する際に必要な物資や資機材は、防災のために備えた物資や資機材と共通するものが多いことから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるものとする。また、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資機材については、中長期的に備蓄し、計画的な調達要求を行うものとする。

併せて、国民保護措置の実施に必要なその管理に属する施設及び設備については、防災・国民保護訓練等の場を活用し整備し、点検する。

(2) 県との連携

町は、国民保護措置の実施のため、特に必要となる物資及び資機材の備蓄・調達体制の整備について、国全体としての対応を踏まえながら、県との密接な連携の下で対応する。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材の備蓄

(1) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材

国民保護措置の実施のため、特に必要となる化学防護服、放射線測定装置等の資機材や、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等の備蓄・調達体制の整備については、国が備蓄・調達体制の整備等を行うとされていることから、町は、国及び県の状況を踏まえ対応する。

(2) 県、近隣市町村村その他関係機関との連携

町は、県、近隣市町村村その他関係機関と連携し、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資機材の相互に、供用や提供体制を整備する。

第6章 国民保護に関する啓発等

1 国民保護に関する啓発

(1) 啓発の内容

武力攻撃災害による被害を最小化するためには、町の国民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、町は、対象とする事態の特徴、武力攻撃から町の国民の生命、身体及び財産を保護するために実施する措置の重要性、措置における留意事項等について、啓発を行う。

(2) 啓発の方法

町は、県と連携して、町内の国民に対し、広報誌紙、パンフレット、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、各種研修会、講演会等の機会をとらえて啓発を行う。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(3) 防災に関する啓発との連携

町は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、町内の国民への啓発を行う。

(4) 学校における教育

中井町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒の安全の確保及び災害対応能力育成のため、町立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等についての啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の町長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して町内の国民への周知を図る。また、弾道ミサイル落下時を含む武力攻撃事態等において住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）及び県が作成する各種資料を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時を含め住民がとるべき行動について平素から周知するよう努める。

第3編

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことが多いことから、町は、武力攻撃事態や緊急処理事態の認定が行われる前の段階等においても、国民の生命、身体及び財産の保護のために、迅速に初動措置を講ずる必要がある。

このため、町は初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことが必要であることから、政府による事態認定の前の段階等における町の初動体制について、整備を図る。

1 初動体制の整備及び初動措置

(1) 中井町緊急処理事態対策本部による設置等初動体制の整備

ア 町は、現場からの情報により、多数の死傷者の発生、建造物の破壊等の事案の発生を把握したときは、町としての確かつ迅速に対処するため、町長を本部長とする中井町緊急処理事態対策本部を設置し、必要な初動体制を整備する。

イ 町は、中井町緊急処理事態対策本部を設置したときは、直ちに体制の変更及び収集できた事案に関する情報について、県に報告する。また、近隣市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に速やかに連絡する。

ウ 中井町緊急処理事態対策本部の本部長は、県警察松田警察署、小田原市消防本部足柄消防署、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報を収集し、県、近隣市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して情報提供を行うとともに、これらの関係機関と密接な連携を図る。

(2) 中井町緊急処理事態対策本部等における初動措置 【優先順】

ア 中井町緊急処理事態対策本部は、収集した情報資料を分析し、町長に報告するとともに、人命救助を第一とした対処方針（案）について、町長に提出する。

イ 本部長は、最も努力を集中させる活動及び優先順位、開始時期、期間、場所等の対処方針を決定する。

ウ 全職員は、決定した対処方針に基づき、応急対策を実施し、被害の最小化を図る。

エ 中井町緊急処理事態対策本部は、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定、あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の

第3編

設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

オ 中井町緊急対処事態対策本部は、前項と併せ国、県等から入手した情報を定期的に消防機関等へ提供するとともに、必要な要請を行う。

(3) 県等に対する支援要請

町長は、発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や近隣市町村に対し支援を要請する。

2 中井町国民保護対策本部に移行する場合の手続

- (1) 町は、政府による事態認定が行われたときは、県と連携し退避の指示等の所要の国民保護措置を行う。
- (2) 町は、政府において事態認定が行われ、県から、国民保護対策本部を設置すべき自治体の指定の通知があった場合は、直ちに中井町緊急対処事態対策本部から、中井町国民保護対策本部に移行する。
- (3) 町は、事態認定前、中井町国民保護対策本部設置前に、既に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合は、改めて国民保護法に基づく措置に変更している旨を、役場内、町内、関係各所等に周知するとともに、県と連携し、必要な変更調整を行うものとする。

3 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、国から県を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課室体制を立ち上げ、又は、町緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第3編

第2章 中井町国民保護対策本部の設置等

町は、武力攻撃事態等において役場及び関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するため、中井町国民保護対策本部を設置する。

1 中井町国民保護対策本部の設置

(1) 中井町国民保護対策本部設置の手續

ア 中井町国民保護対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて、国民保護対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

イ 町長による中井町国民保護対策本部の設置

町長は、指定の通知を受けたときは、直ちに町長を本部長とする国民保護対策本部を設置する。

ウ 中井町国民保護対策本部の組織及び業務

中井町国民保護対策本部の組織及び業務については、「第2編 平素からの備えや予防、第1章 組織・体制の整備等、第1 中井町等における組織・体制の整備、1 中井町の各課における業務」を基準とし、必要な場合、本部長が別に定める。

エ 職員の参集

中井町国民保護対策本部長は、同対策本部を設置したときは、直ちに各課及び各事務局に通知し、各部署の長は「中井町国民保護計画」に示す体制がとれるよう、全職員（基準）を配備する。

この際、勤務時間外、休日に参集することも予想されるため、各課及び各事務局は、あらかじめ緊急参集の連絡を担当する職員を指定しておくものとする。

オ 中井町国民保護対策本部の開設

町は、本部庁舎2階に対策本部を開設する。ただし、町役場が被災し、その機能が発揮できない場合は、本部長の許可を得て、別途場所を指定し開設する。また、町全体で避難が必要となり、町内に中井町国民保護対策本部を設置することができない場合、県と連携し、避難先地域を管轄する自治体と対策本部の設置場所について協議を行う。

カ 資機材等の準備

中井町は、機能発揮に必要な各種通信システムの設置・構成、掲示物の表示、資機材の配置等必要な準備を行う。特に、通信手段の状態については、関係機関が相互に、インターネット、電子メール、電話、FAX等を用いることにより、確認する。

キ 議会への連絡

町長は、中井町国民保護対策本部を設置したときは、直ちに、町議会に対して、その旨を連絡する。

第3編

(2) 国民保護対策本部を設置すべき町への指定の要請

町長は、国民保護対策本部を設置すべき町として指定が行われていない場合、国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認めるときは、知事を経由して、内閣総理大臣に対し、国民保護対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

(3) 中井町国民保護対策本部長の権限

中井町国民保護対策本部長は、町の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 町内における国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

対策本部長は、県対策本部長に対し、国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

対策本部長は、総合調整を行うに当たり、当該総合調整の関係機関に対し、国民保護措置の実施状況について、報告、資料の提出を求めることができる。

オ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

対策本部長は、町教育委員会に対し、国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(5) 中井町国民保護対策本部の廃止

ア 町長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）又は知事を経由して対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、同対策本部を廃止する。

イ 町長は、対策本部の廃止に伴い、町内の国民、町議会、県、隣接市町、指定行政機関、指定公共機関等、に通報する。

第3編

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の機能確保

町は、武力攻撃事態等において、インターネット、地上系無線、衛星電話、有線系等の情報通信手段を確保するために、平素から、これらの情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行う。また、直ちに総務省、県、隣接市町に状況を連絡する。

(2) 通信輻輳・混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳・混信等の対策のため、防災行政通信網の通信統制を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

(3) 各種通信手段の利用

県は、電話、防災行政通信網等が使用不能となった場合、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、通信の確保を図る。

3 広報の実施

(1) 町は、武力攻撃事態等において、情報の不足、錯綜等による混乱状態の発生を防ぐため、企画課をもって広報活動を行い、町内の国民に対して正確な情報を適時かつ適切に提供する。

(2) 広報を行うにあたり、テレビ・ラジオ放送、記者会見、インターネット等の広報手段を活用し、武力攻撃災害の状況、国民保護措置の実施状況、安否情報の提供方法等の情報を提供する。また、県と連携し、報道機関に対し、報道を要請する。この場合において、当該報道は、各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

第3編

第3章 関係機関との連携・協力

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、国・県の対策本部と緊密な連携を図り、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

2 知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

町は、町内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

町は、町内における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、町は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請

- (1) 町長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする自衛隊神奈川地方協力本部長を通じて、陸上自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする方面総監、師団長、部隊長、海上自衛隊にあっては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

第3編

- (2) 要請を行う場合には、次の事項を明らかにし、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができないときは、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

- ・ 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ・ その他参考となるべき事項

なお、自衛隊が実施する国民保護措置として想定される内容は、次のとおりである。

- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 武力攻撃災害への対処
- ・ 武力攻撃災害の応急の復旧

また、武力攻撃事態等において、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施することに留意して派遣要請を行うものとする。

- (3) 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、緊密な意思疎通を図る。

4 他地方自治体との連携

- (1) 他地方自治体との連携

町は、他地方自治体と連携し、各種の調整や情報共有を行う。特に町の区域を越える住民の避難を行う場合、緊密な連携を図る。

- (2) 他地方自治体からの応援

ア 町は、国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、他地方自治体に対して応援を求める。

イ 応援を求める地方自治体との間であらかじめ相互応援協定等が締結された場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

- (3) 事務の一部の委託

ア 中井町が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、次の事項を定めて委託を行う。

- ・ 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- ・ 委託事務に要する経費の支弁の方法
- ・ 上記に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

イ 町長は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。また、事務の委託又は委託に係

第3編

る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、町長はその内容を速やかに町議会に報告する。

5 県による指定公共機関又は指定地方公共機関への措置要請事項の把握

町は、県から、町に該当する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、国民保護措置の実施に関し必要な要請があった場合は、その内容を把握する。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

- (1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ・ 派遣を要請する理由
- ・ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

- (2) 町は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、当初の段階において直接要請を行う。また、(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、知事に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ・ 派遣のあつせんを求める理由
- ・ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
- ・ 派遣を必要とする期間
- ・ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ・ 上記に掲げるもののほか、職員の派遣のあつせんについて必要な事項

7 中井町の行う応援等

- (1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合に、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 町長は、他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けたときは、所定の事項を議会に報告するとともに、公示を行い、県に届け出る。

- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

第3編

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 自主防災組織に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

町は、自主防災組織が自発的に行う警報の伝達、避難住民の誘導等に資するための活動に対し、情報の提供、資材の提供等の必要な支援を行う。
また、自主防災組織の活動に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

(2) ボランティアの支援

町は、武力攻撃事態等においてボランティア活動を行おうとする者がいる場合には、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の適否を判断する。また、町は、安全の確保が十分であると判断する場合には、関係機関と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズ（要望）や活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 救援物資の受入れ

町は、関係機関等の協力を得て、被災地及び避難先地域が受入れを希望する物資を把握し、その内容を周知し、国民、企業等からの救援物資の受入れ、配分に係る必要な体制を整備する。

この際、一時集積場所については、被害状況を勘案しつつ、保管を考慮し別途調整する。

9 中井町における国民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認めるときは、町民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

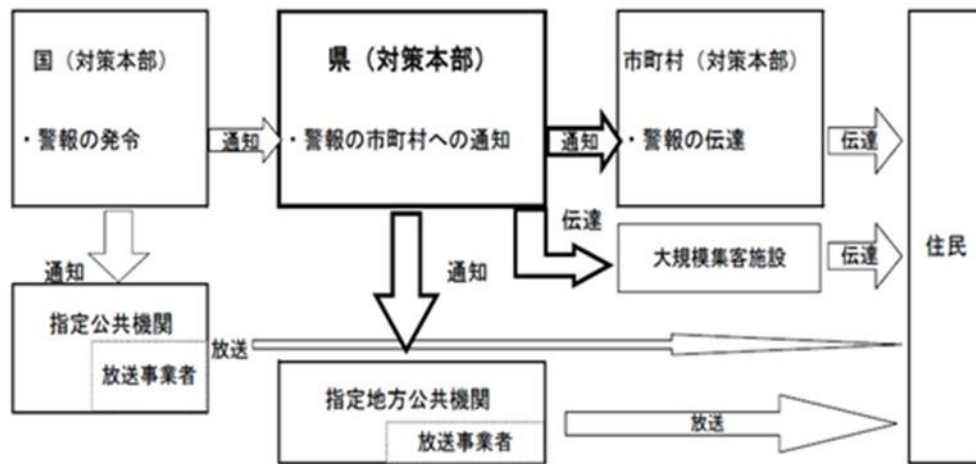
- ・ 避難住民の誘導
- ・ 避難住民等の救援
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ・ 保健衛生の確保

第3編

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

【警報の通知及び伝達の流れ】



(出典 県国民保護計画)

1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

ア 町は、町の他の執行機関及びその他の関係機関（教育委員会、保育園等）に対し、警報の内容を通知する。

イ 町は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページに警報の内容を掲載する。

2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の伝達等

警報の内容の伝達方法については、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

第3編

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」
に町が含まれない場合

(ア) この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

(イ) なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る

(2) 各世帯等への警報の伝達

町長は、職員及び消防団長を指揮し、また消防長と協力して、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達する。

この場合において、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要援護者等への個別の伝達を行うなど、効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、町は、県警察の駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

(3) 災害時要援護者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、災害時要援護者について、福祉部局との連携の下で避難支援プラン等を活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるよう努める。

(4) 警報の解除の伝達等

警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととし、その他は警報の発令の場合と同様とする。

町長は、警報の解除の通知を受けたときは、警報の発令と同様の方法で関係機関へ通知するとともに、多数の者が利用する施設の管理者に対し伝達する。

また、町長は、警報の伝達にあたり、発令と解除前に県に確認するとともに、解除後通報する。

3 緊急通報の発令

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達通知方法と同様とする。

この際、緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

第3編

第2 避難住民の誘導等

1 避難実施要領の策定等

(1) 中井町避難実施要領（基準）の策定

町長は、「中井町避難実施要領（基準）」を事前に準備し、中井町国民保護協議会関係者（各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）の意見を事前に反映する。

(2) 知事からの避難の指示後における処置

町長は、事前に準備した、「避難実施要領（基準）」のパターンを参考にしつつ、事態の形態、町の被害状況等を勘案し、知事からの避難の指示の内容に応じ、「中井町避難実施要領」として修正する。中井町国民保護協議会関係者に、避難指示と併せ、速やかに伝達する。

この際、被害状況を、逐次、町長（本部長）に報告するとともに、避難の指示の内容が修正された場合、事態の状況が変化した場合等には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

2 避難実施要領（基準）に定める事項

以下の項目及び、その他、避難の実施に関し必要な事項を含めるものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 要避難地域及び避難住民の組分け（輸送手段の乗車定員基準）② 避難先（地域防災計画 避難所を基準）③ 一時集合場所及び集合方法（地域防災計画 避難場所を基準）④ 集合時間（受け入れ開始が可能となる時間を基準）⑤ 集合に当たっての留意事項（ペットの同伴、荷物の携行等）⑥ 避難の手段及び避難の経路【法定事項】⑦ 町職員、消防職団員の配置等【法定事項】⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応⑨ 要避難地域における残留者の確認⑩ 避難誘導中の食料等の支援⑪ 避難住民の携行品、服装⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等 |
|---|

3 避難実施要領の策定・修正の留意点

- (1) 避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定する。また、県国民保護計画の内容に沿った記載を行うことを基本とする。
- (2) ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容とする。

第3編

(3) 「中井町避難実施要領」策定にあたって、含める事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 知事による避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)② 事態の状況の把握 (警報の内容や被災情報の分析)
(特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案)③ 避難住民の概数把握④ 誘導の手段の把握
(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難 (運送事業者である指定地方公共機関等による運送))⑤ 輸送手段の確保の調整 (※ 輸送手段が必要な場合)
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)⑥ 要援護者の避難方法の決定
(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)⑦ 避難経路や交通規制の調整 (具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)⑧ 職員の配置 (各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)⑨ 関係機関との調整 (現地調整所の設置、連絡手段の確保)⑩ 自衛隊及び米軍の行動と国民の避難経路や避難手段の調整
(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応) |
|---|

4 中井町避難実施要領の伝達等

- (1) 町長は、「中井町避難実施要領」を策定後、その内容を、避難の指示と併せ、町の国民、中井町国民保護協議会関係者、議会及び関係のある公私の団体に伝達する。
この際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、地域防災無線や広報車両を活用して伝達する。
- (2) 町長は、「中井町避難実施要領」の内容を、消防団長、小田原市消防本部消防長、松田警察署長、管区海上保安本部長、自衛隊神奈川地方協力本部長、陸上自衛隊第1高射特科大隊長並びにその他の関係機関に通知する。
- (3) 地域防災課は、中井町国民保護対策本部の事務局業務として、併せて問い合わせの窓口業務を行う。
- (4) 「中井町避難実施要領」の伝達にあたり、企画課及び議会と連携する。

第3編

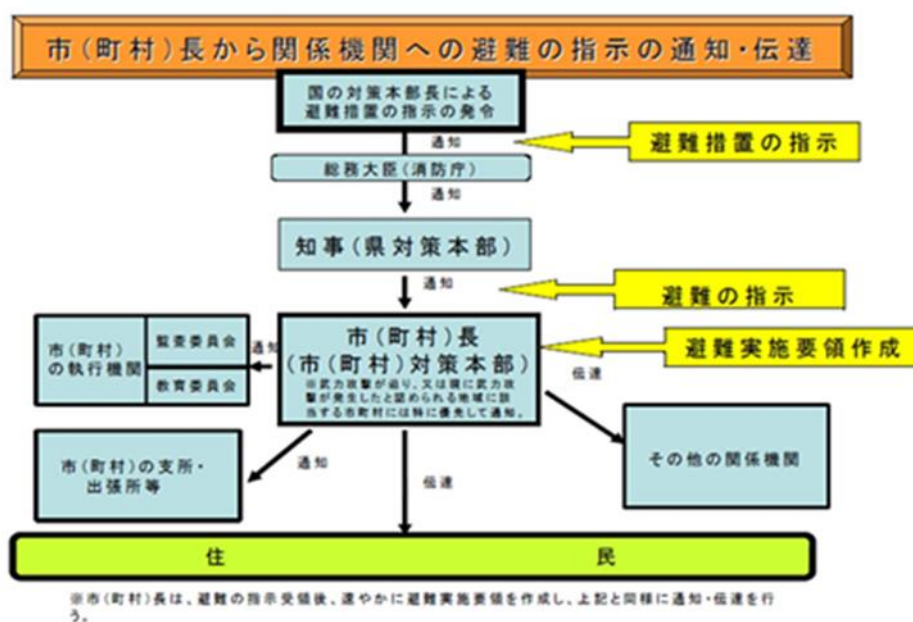
5 避難の指示等

(1) 知事への情報提供及び避難指示の準備

ア 町長は、知事が迅速かつ的確に「避難の指示」を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に情報提供する。

イ 知事による避難の指示が行われたときは、正確かつ速やかに、町の国民に伝達する準備を行う。また、併せて関係機関に通知する。

ウ 町長は、町が、避難先地域となった場合、避難の指示を受けた避難民への避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための準備と並行的に、町の国民に伝達し、併せて関係機関に通知する。



(出典 県国民保護計画)

第3編

エ 知事への情報提供項目と町長による情報収集項目

町長は、知事への情報提供及び避難指示の準備にあたり、国及び県の対策本部長による避難の指示で示された事項を確実に把握するとともに、自らも避難の指示を発令することを準備するため、主要な避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を判断できるよう、次の事項について情報収集を行う。

- ① 要避難地域の避難住民数の把握
- ② 要避難地域に近接する地域の住民の避難に係る調整
- ③ 高齢者、障がい者、乳幼児その他の要援護者の把握
- ④ 避難先地域の避難施設の状況の把握
- ⑤ 使用可能な運送手段の把握
- ⑥ 避難経路に使用可能な道路の把握
- ⑦ 国・県等から得られる支援内容の把握、必要な支援の要請
- ⑧ 隣接市町との避難誘導に係る調整
- ⑨ 運送事業者等との避難住民の運送に係る調整
- ⑩ 松田警察との避難経路の選定、自家用車等の使用等に係る調整

(2) 避難の指示の通知及び伝達の実施等

ア 避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする。

イ 避難施設の管理者への通知

町長は、知事と連携し管理者が避難施設の開設を早急に行うことができるよう、避難先地域の避難施設の管理者に対して、避難の指示の内容を通知する。

ウ 避難の指示の県対策本部長への報告

町長は、避難の指示をしたときは、知事にその内容を報告する。

エ 中井町の区域を越える住民の避難の場合の調整

(ア) 町長は、町から、区域を越えて住民に避難をさせる必要があるときは、避難先地域を管轄する地方自治体と、協議する。

(イ) 町長は、町への避難に関する協議を受けた場合には、必要に応じて関係部署及び施設管理者の意見を聴き、避難施設の状況や受入体制を勘案の上、迅速に決定する。併せてその決定内容を通知する。

第3編

(3) 避難住民誘導の実施

ア 町における避難住民の誘導

- (ア) 町長は、「中井町避難実施要領（基準）または」に基づき、誘導を行う。
- (イ) 町長は、町の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。
- (ウ) 避難住民誘導にあたり、自治会、町内会、学校、事業所等において、輸送手段の乗車可能数を基準とし、誘導する。
- (エ) 国民保護に従事する職員には、防災服、腕章、旗、特殊標章等を交付する。
- (オ) ただし、緊急の場合には、この限りではない。

イ 誘導員の配置

町長は、使用できる避難経路の要所に職員を配置し、誘導・案内を実施するとともに、行政機関の車両での案内、案内板の設置により、誘導の円滑化を図る。

ウ 職員による誘導の着意事項

職員は、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度で活動し、防災服、腕章、特殊標章等を常時携行する。

エ 夜間の誘導の注意事項

夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安が一層高まる傾向にあることから、集合場所や経路において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(4) 消防機関との連携・活動

町は、人命救助、消火活動等の状況を勘案しつつ、要所に消防車両等を配置、車載の拡声器等用する等効果的な誘導を要請する。また、自力歩行困難な災害時要援護者の人員輸送車両等による運送を要請する。

消防団は、人命救助・消火活動等について、消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行う。

(5) 避難誘導を行う関係機関との連携

ア 町長は、避難実施要領の内容を踏まえ、町の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

イ 警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

(6) 自主防災組織等に対する協力の要請

町長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

第3編

(7) 生活物資の提供の実施や情報の提供

町長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

(8) 町長は、町の放送関連機能等を活用し、広報（情報発信）を積極的に行い、誤情報による錯綜を未然に防止し、避難住民の心理安定を図るため、情報を提供と問い合わせに対応する。

この際、状況により、町長による記者会見を準備する。

(9) 高齢者、障害者等への配慮

町長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、災害時要援護者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割・担当を調整する。

(10) 屋内での避難

町長は、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いため、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

(11) 残留者等への対応

町長は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(12) 避難所等における安全確保等

町長は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(13) 帰宅困難者等への対応

帰宅困難者が多数発生した場合、避難施設等必要な情報提供を行うとともに、情報の不足や流言飛語等による不安や混乱状態の発生を防止するための広報を行う。

(14) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・ 危険動物等の逸走対策
- ・ 飼養等されていた家庭動物等の保護等

第3編

(15) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる町長は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(16) 県に対する要請等

町長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。併せて、県による救護班等の応急医療体制との連携、避難住民の誘導に係る資源配分について、他の自治体等と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(17) 避難住民の運送の求め等

町長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。また、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(18) 避難住民の復帰のための措置

町長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(19) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合、町長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、町長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

6 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

(1) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、知事は、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、避難を指示する。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合、攻撃がまさに行われており、住

第3編

民に危害が及ぶおそれがある地域においては、国の対策本部長の避難措置の指示を受けて、知事は、屋内に一時避難するよう指示する。この場合において、移動の安全が確保された後、適当な避難先への避難を指示する。

イ 知事は、避難措置の指示がなされていない状況において、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合は、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の必要な措置を講ずる。

(3) 弾道ミサイル等による攻撃の場合

ア 弾道ミサイル攻撃の場合、発射された段階で攻撃目標の特定が困難であるため、知事は、国の警報及び避難措置の指示を受けて、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階及び地下街、地下駅舎等の地下施設への避難を指示する。

イ 被害内容が判明し、国から新たな避難措置の指示があったときは、他の安全な地域への避難を指示する。

ウ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、知事は、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の避難を指示する。

(4) NBC攻撃の場合

NBC攻撃の場合、知事は、国の対策本部長が行う、攻撃の特性に応じた避難措置の指示の内容を踏まえ、避難を指示する。この場合において、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意する。

(5) 武力攻撃原子力災害の場合

ア 知事は、国の対策本部における専門的な分析を踏まえて出される避難措置の指示を受けて、避難を指示することとなるが、事態の状況を踏まえ、次の指示を行う。

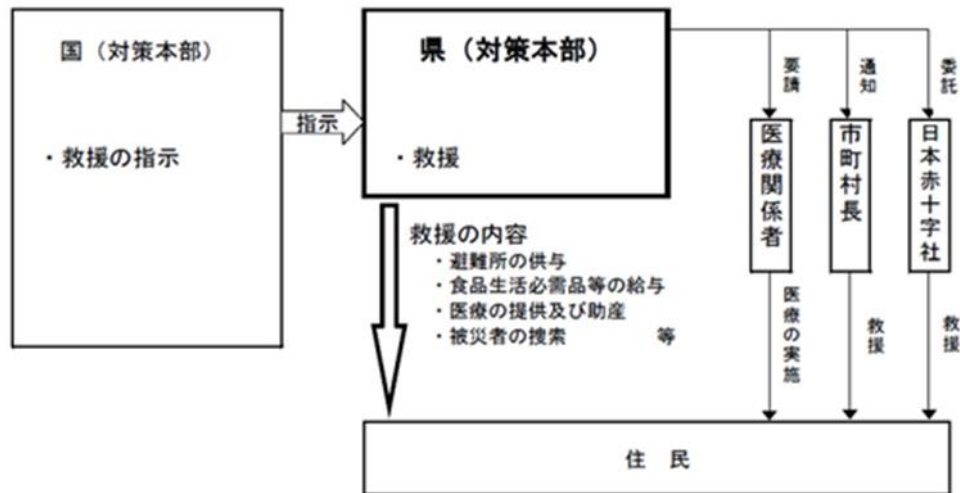
- ・ コンクリート屋内等への屋内避難を指示
- ・ 事態の推移に応じて、他の地域への避難によらなければ相当な被ばくを避けられない場合には、当該避難を指示

イ 知事は、原子力事業者からの通報内容、モニタリング（監視、観測）結果等を勘案し、事態の状況により避難措置の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、緊急通報を発令し、退避の指示などの応急措置を講ずる。

第3編

第5章 救 援

【救援の流れ】



1 救援の実施

(1) 救援の実施

町長は、知事から町長が行う救援の実施に関する事務の内容及び期間の通知があったときは、町長が行うこととされた救援を関係機関の協力を得て行う。

(2) 救援の補助

町長は、上記で町長が行うこととされた救援を除き、知事が実施する救援の補助を行う。

(3) 救援の内容

町長は、知事の権限に属する救援の実施に関する事務の一部を行うこととなった場合は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき、さらに町地域防災計画の内容を踏まえて、次のとおり救援を行う。

また、町長は、救援の程度及び基準によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、厚生労働大臣に特別な基準の設定について意見を申し出るよう要請する。

ア 避難所（収容施設）の供与

(ア) 避難所の開設

町は、県と調整の上、避難所の開設場所を決定して、避難所を開設する。

(イ) 避難所の周知

町は、避難所を開設したときは、速やかに地域住民に周知するとともに、県、県警察、自衛隊等の関係機関に連絡する。

第3編

イ 避難所の運営管理

(ア) 避難所の運営は、避難所の担当職員が自主防災組織等と協議し、行う。避難所の運営に当たっては、傷病者、妊産婦、乳幼児、高齢者、障害者等の要援護者に十分配慮する。

(イ) 町は、各避難所との連絡体制の確立に努めるとともに、避難者のリスト等の作成を行う。

(ウ) 町は、避難住民等の生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、プライバシーの確保等に配慮する。

(エ) 町は、避難所における混乱の防止、秩序保持等、避難住民等の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努める。

(オ) 町は、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、関係機関と連携して対応するよう努める。

(4) 応急仮設住宅等の供与、住宅の応急修理

ア 応急仮設住宅等の建設

町は、必要があるときは、関係団体の協力を得て、応急仮設住宅等の建設を実施する。

イ 応急仮設住宅等の建設予定地

町は、応急仮設住宅等の建設に当たっては、長期間居住することを想定し、交通、水道、教育、保健衛生等の条件を考慮の上、公園など公共の空き地等を利用する。

ウ 応急仮設住宅等への入居者募集

町は、応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、要援護者の入居に十分配慮する。

エ 公営住宅等への一時入居

町は、避難生活が長期化する場合には、空き室のある公営住宅等を避難住民等にあっせんする。また、民間の賃貸住宅等について、所有者や管理者に協力を依頼し、避難住民等へのあっせんを行う。

オ 住宅の応急修理

町は、必要があるときは、町内の建設業者の協力を得て、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を実施する。

(5) 食品・飲料水等の供給又は貸与

ア 飲料水の供給

町は、非常用飲料水貯留槽、配水池、鋼板プール、河川水、井戸水等を活用して応急給水に必要な飲料水を確保し、避難所において給水活動を行う。この場合において、町だけでの対応が困難なときは、県等へ応援を要請する。

イ 食品の調達・供給

町は、備蓄食糧、関係団体との協定等により調達した食品等を、自主防災組織等の協力の下、避難住民等に供給する。調達が困難な場合は、

第3編

県に対して支援を要請する。

(6) 生活必需品の給与又は貸与

町は、備蓄生活必需品、関係団体との協定等により調達した生活必需品等を、自主防災組織等の協力の下、避難住民等に給与又は貸与する。また、調達が困難な場合は、県に対して支援を要請する。

(7) 医療の提供及び助産

ア 町は、消防機関からの報告その他の情報から総合的に判断し、必要と認めた場合は、救護班を編成する。救護班は保健福祉センターに救護所を設置し、救護活動を行う。

イ 町は、消防機関、避難所等から救護班の派遣を要請された場合は、足柄上医師会に医療救護班の編成を要請する。

ウ 町は、町において編成する救護班のみでは、応急対策が困難であると認めた場合は、知事に対して、救護班の派遣を要請するとともに、必要に応じて、知事を通じて、国、医療機関である指定公共機関等に対して、救護班の派遣を要請する。

エ 町は、救護活動に必要な医薬品等については、備蓄医薬品等や関係団体から調達した医薬品等を活用するとともに、調達が困難な場合は、県に対して支援を要請する。

オ 町は、医療を必要としている人で、災害により必要な医療が受けられなくなった人に対して、医療機関の協力の下、必要な応急医療活動を行う。

(8) 被災者の捜索及び救出

ア 中井町国民保護対策本部は、消防署及び警察署への通報された被害の情報を共有し、消防部隊・県警機動隊、陸海空自衛隊部隊、消防団等を基幹とした捜索救出活動を行う。

イ 捜索にあたっては、県消防・県警・陸海空自衛隊の航空機や国の行政機関によるドローンなど上空からの捜索を行うとともに、地上で活動するチームは、行政地域を基準に分担し、もってローラー作戦により隈なく活動する。

ウ 倒壊家屋などの捜索にあたり、居住者数などについては、自治会の協力を得て、確実な生存確認を行う。

エ 夜間の捜索及び救出については、当初72時間は、原則行い、活動する規模について、交代制により活動する。

(9) 埋葬及び火葬

ア 検死について、警察署等と協力する。発見当初においては、生体確認の有無を問わず、検死が完了するまで、行方不明者であることに留意する。

イ 埋葬については、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保する。また、遺族感情を考慮して生花等を調達することも配慮する。

ウ 火葬については、火葬場の能力を超える可能性があることから、近隣自

第3編

治体に協力を要請する。

エ 広報については、報道機関と連携し、ご家族の意志を尊重する。

オ 個人の氏名等公表については、ご家族等の意志を尊重する。

カ 身元が不明な場合は、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）」及び「同施行規則」により処理するものとする。

(10) 電話その他の通信設備の提供

町は、電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て、避難住民等に対して、電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を確保する。

(11) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

町は、ブルーシートの配布や、立ち入り制限等を行う。

(12) 学用品の給与

町は、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童及び生徒に対して、教科書、文房具等の給与を実施する。また、児童及び生徒に対する学用品の給与は、被害発生の日から教科書（教材を含む。）については、1箇月以内、文房具等については、15日以内を基準に、完了するよう努めるものとする。

また、県・私立学校が被害を受け、応援要請があった場合は、支障のない限度において教材等を供与し、県・私立学校の正常授業に協力する。

(13) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

町は、武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、応急措置を実施するため障害となるもの、道路等にある障害物、その他施設、敷地内にあり日常生活に著しい支障を及ぼしているものについて、関係機関と連携し、除去を実施する。除去の実施にあたっては、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たな被害を受けるおそれが無い場合に実施する。

この際、従事する者の安全確保に十分注意する。

除去した障害物は、災害廃棄物一時保管場所を確保できたならば、搬送する。また、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者又は管理者が行うのが原則であるため、町は、住民の生命、財産等の保護のために除去を必要とする場合、障害物の除去が交通の安全と輸送の確保に必要な場合、その他の公共的立場から除去を必要とする場合に限るものとする。

第3編

2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

町長は、県知事の権限に属する救援事務の一部の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

町長は、知事の権限に属する救援事務の一部の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の市町村と調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町長は、知事の権限に属する救援の事務の一部を行うこととなった場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

(5) 物資の売渡し要請等

町長は、国民保護法及び自然災害を想定して関係各機関との間で協定している災害時における必要物資等の調達に関する協定に基づいて、関係各機関に対し、それぞれ必要となっている物資の調達、売渡しを求める。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

町長は、知事の権限に属する救援事務の一部の事務の委任を受けた場合は、知事に対し活動内容を確認するとともに、人命救助を優先して関係機関と連携し、活動を行う。併せて、厚生労働大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

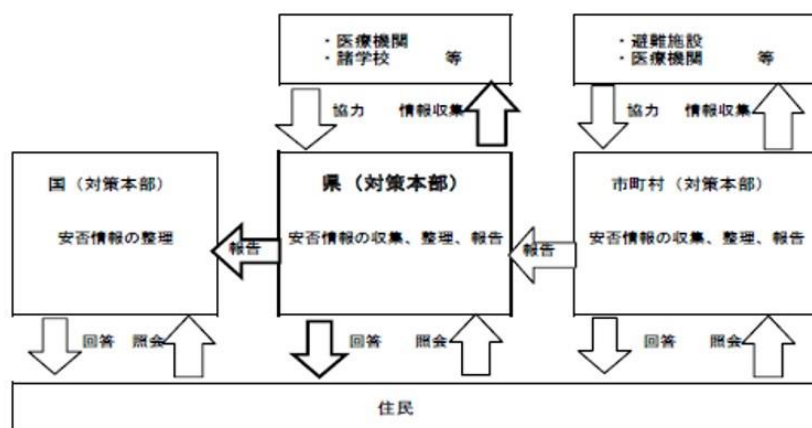
町長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、中井町国民保護対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、都道府県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

第3編

第6章 安否情報の収集及び提供の実施

【安否情報の流れ】



(出典 県国民保護計画)

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町長は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している町が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

この他、自宅避難者、その他の施設における安否情報の収集を行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町長は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する。この場合において、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、県災害情報管理システムを使用する。なお同システムが使用できない場合は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号に必要事項を記載した内容（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの

第3編

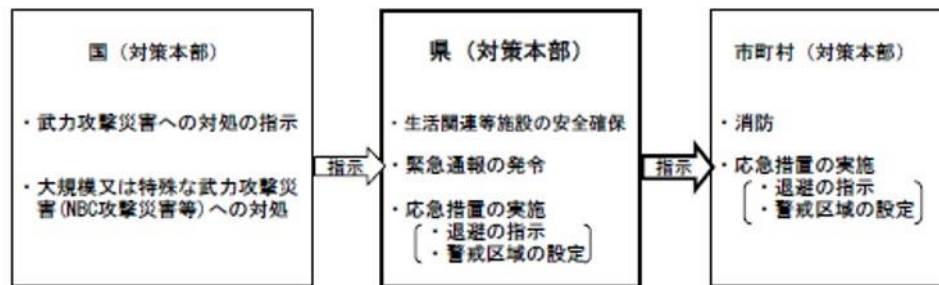
方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 日本赤十字社に対する協力

町長は、日本赤十字社神奈川県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

【武力攻撃災害への対処の流れ】



（出典 県国民保護計画）

第1 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町長は、国や県等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 町長への通報

職員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見（周囲の状況から新しいと判断できる場合含む。）などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を町長に通報する。

第3編

(2) 知事への通知

町長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、職員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2 各種施設への武力攻撃災害等への対処

1 武力攻撃原子力災害への対処

町には、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日 法律第156号）に規定する原子力事業者は存在しないものの、県内外からの放射能の飛散、核燃料物質を運搬する車両が通行時に災害にあう可能性がある。武力攻撃等によりが被害を受け、事態が発生した場合は、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害として、防災基本計画（原子力災害対策編）、県地域防災計画（原子力災害対策編）及び市地域防災計画（第3編特殊災害対策計画第8章放射性物質災害対策）に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 NBC攻撃による災害への対処

町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講じる。

(1) 応急措置の実施

町長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町長は、NBC攻撃が行われた場合は、中井町国民保護対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

第3編

ア 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、可能な限り汚染の範囲特定に資する被災情報を収集し、県に直ちに報告する。また、措置に当たる要員に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

町は、活動に当たる要員に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講じた上で、可能な限り汚染の原因物質の特定等に資する情報を収集する。

ウ 化学剤による攻撃の場合

町は、活動に当たる要員に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

第3編

3 町長の権限

町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

区分	対象物件等	措 置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ア 移動の制限 イ 移動の禁止 ウ 廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ア 使用の制限又は禁止 イ 給水の制限又は禁止
3号	死体	ア 移動の制限 イ 移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	ア 廃棄
5号	建物	ア 立入りの制限 イ 立入りの禁止 ウ 封鎖
6号	場所	ア 交通の制限 イ 交通の遮断

町長又は関係消防機関の管理者若しくは長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

区 分	内 容
1	措置を講ずる旨
2	措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあつては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

町長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を関係機関や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第3編

第3 応急措置等

1 退避の指示

(1) 退避の指示

町長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

また、町長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる次のようなときには屋内への退避を指示する。

ア N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 町は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 町長は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を周知させるほか、消防機関、県警察及び海上保安部等と連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 町長は、町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 町長は、退避の指示を行う町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

第3編

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法

町長は、警戒区域の設定について、次の方法により行う。

ア ロープ、標示板等で警戒区域を明示する。

イ 住民に、警戒区域の設定について、広報、周知する。

ウ 必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとる。

(3) 警戒区域設定に伴う措置等

ア 町長は、警戒区域の設定をした場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに知事及び近隣市町村長に通知する。

イ 町長は、警戒区域の設定に際しては、中井町国民保護対策本部に集約された情報のほか、県警察、海上保安部等、陸海空自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

ウ 町長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

エ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関、消防団等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

オ 町長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

第3編

3 応急公用負担等

(1) 町長の事前処置

町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 町長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

(3) 町長又は水防管理者は、特に現場で活動する水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集・記録する。また、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部、陸海空自衛隊等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

この際、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。併せて、第一報を県及び消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について、電子メール、FAX等により適宜県に対し報告する。なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況を把握し、その状況に応じて、中井町地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 保健衛生対策

町は、県と連携し、避難先地域において、医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 町は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養士会等の関係団体と連携し、栄養管理、栄養相談及び指導を行う。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 町は、前項により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第3編

(2) 廃棄物処理対策

ア 町は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市（町村）との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

中井町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに町税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者として、町は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

普通河川、道路等の管理者として、町は、当該公共的施設を適切に管理する。

第3編

第11章 赤十字標章等の説明及び特殊標章等の交付及び管理

1 赤十字標章等及び特殊標章等の意義

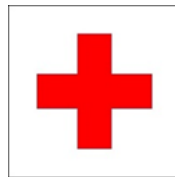
1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）（以下「第一追加議定書」という。）において規定される赤十字標章等及び国際的な特殊標章等は、それぞれ国民の保護のために重要な役割を担う医療行為若しくは国民保護措置を実施する者若しくはその団体又はその団体が使用する場所若しくは車両、船舶、航空機等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

2 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

(1) 赤十字標章等

ア 標章

第一追加議定書第8条(1)に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである）



（白地に赤十字）

イ 信号

第一追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報）

ウ 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書

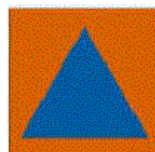
エ 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段

(2) 特殊標章等

ア 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章



（オレンジ色地に青の正三角形）

第3編

イ 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書

ウ 識別対象

国民保護関係者、国民保護措置のために使用される場所等

3 知事による赤十字標章等の交付及び管理

国が定めた赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務は、知事が所掌し、交付及び使用する。

4 特殊標章等の交付及び管理

町長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライ（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。町長の交付及び管理の対象は以下のとおり。（「市（町村）の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱（例）」（平成17年10月27日消防国第30号国民保護室長通知）を参考）

- (1) 町の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

5 赤十字標章等及び特殊標章等についての啓発

町は、国、県及び日本赤十字社その他関係機関と協力し、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発を行う。

第4編

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧について必要な事項について、次のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、二次災害を含めた被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等、関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、代替通信手段の確保を行うとともに、現場の状況を勘案し、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

中井町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路・施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第4編

第2章 武力攻撃災害の復旧

1 国の法制整備を踏まえた復旧の実施

町は、武力攻撃災害が発生したときは、国が行う財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制整備と、本格的な復旧に向けて国が示す全体的な方向性に従って、県と連携し武力攻撃災害の復旧を実施する。

2 中井町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害により、町が管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町は、国民保護措置の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の輸送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない

第5編

第5編 緊急処理事態への対処

1 緊急処理事態

中井町国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、町は緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達

緊急処理事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急処理事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急処理事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。